

岩手県環境審議会委員名簿(任期:R4.4~)

資料1-1

(敬称略)

| | 番号 | 氏名 | 所属及び職 | 専門分野等 | 所属部会 | | | | | |
|-------------|----|--------|----------------------------------|--------------|------|----|-------|----|------|----|
| | | | | | 大気 | 水質 | 自然・鳥獣 | 温泉 | 不法投棄 | 民泊 |
| 大学等学識経験者 | 1 | 石川 奈緒 | 岩手大学理学部 准教授 | 環境科学 | | ○ | | | ○ | |
| | 2 | 伊藤 歩 | 岩手大学理学部 教授 | 水環境工学 | | ○ | | | ○ | |
| | 3 | 小野澤 章子 | 岩手大学人文社会科学部 准教授 | 社会学 | ○ | | | | ○ | |
| | 4 | 齊藤 貢 | 岩手大学理学部 准教授 | 大気環境工学 | ○ | | | | | |
| | 5 | 篠原 亜希 | 岩手弁護士会(日高法律事務所) | 民法等 | | | | ○ | | |
| | 6 | 渋谷 晃太郎 | 岩手県立大学研究・地域連携本部 名誉教授 | 林学、自然公園 | | ○ | ○ | | | |
| | 7 | 鈴木 まほろ | 岩手県立博物館 主任専門学芸員 | 植物 | | ○ | | | | |
| | 8 | 丹野 高三 | 岩手医科大学 教授 | 医学・公衆衛生 | ○ | | | | ○ | |
| | 9 | 塚本 善弘 | 岩手大学人文社会科学部 准教授 | 環境学 | | | | ○ | ○ | |
| | 10 | 辻 盛生 | 岩手県立大学総合政策学部 教授 | 環境生態工学 | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 11 | 晴山 渉 | 岩手大学理学部 助教 | 廃棄物工学 | | | | | ○ | |
| | 12 | 山内 貴義 | 岩手大学農学部 准教授 | 動物・哺乳類(大型獣類) | | ○ | | | | |
| | 13 | 山崎 朗子 | 岩手大学農学部 助教 | 医学・金属中毒 | ○ | | | | | |
| 業界・団体等学識経験者 | 14 | 阿部 江利子 | JA岩手県女性組織協議会 監事 | 自然保護 | | ○ | | | | |
| | 15 | 内澤 稲子 | (株)リエゾンパブリッシング執行役員 | 温泉利用(マスコミ) | | | ○ | | | |
| | 16 | 小野寺 真澄 | 岩手県環境保全連絡協議会(ニッコー・ファインメック㈱代表取締役) | 環境保全 | ○ | | | | | |
| | 17 | 菅野 篤正 | (公社)岩手県獵友会 専務理事 | 鳥獣保護 | | ○ | | | | |
| | 18 | 後藤 均 | 岩手県漁業協同組合連合会 専務理事 | 海の水質 | ○ | | | | | |
| | 19 | 佐藤 康 | 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 | 温泉利用(事業者) | | | ○ | | ○ | |
| | 20 | 鷹觜 紅子 | 岩手県森林・林業会議 幹事 | 森林育成・保護 | | ○ | | | | |
| | 21 | 滝川 佐波子 | (一社)岩手県医師会 常任理事 | 医学一般 | ○ | | | ○ | | |
| | 22 | 渡邊 里沙 | (有)秀吉 取締役 地域応援部長 | 農業、水産 | ○ | | | | | |
| | 23 | 主濱 了 | 岩手県市長会 | 滝沢市長 | ○ | | | | | |
| 市町村長 | 24 | 佐藤 信逸 | 岩手県町村会 | 山田町長 | ○ | | | | | |
| | 25 | 平元 尚人 | 公募委員 | 自然環境一般 | | | | | | |
| 公募 | 26 | 松本 勝徳 | 公募委員 | 自然環境一般 | | | | | | |
| | 27 | 稻葉 恭正 | 農林水産省東北農政局 生産部長 | 水質 | ○ | | | | | |
| | 28 | 杉山 佳弘 | 経済産業省東北経済産業局 資源エネルギー環境部長 | 水質 | ○ | | | | | |
| 特別委員 | 29 | 中平 善伸 | 国土交通省東北地方整備局 企画部長 | 水質 | ○ | | | | | |

岩手県環境審議会専門委員名簿

資料1-2

(敬称略)

| 番号 | 氏名 | 所属及び職 | 専門分野等 | 所属部会 | | 任期 |
|----|--------|-------------------------------|-----------|------|----|--------------------|
| | | | | 大気 | 民泊 | |
| 1 | 中田 俊彦 | 東北大学工学研究科 教授 | エネルギー経済学 | ○ | | R4. 5. ~R5. 3. 31 |
| 2 | 古谷 博秀 | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 研究戦略企画部 次長 | 再生可能エネルギー | ○ | | R4. 5. ~R5. 3. 31 |
| 3 | 五十嵐 圭介 | 東北経済産業局エネルギー対策課長 | エネルギー政策 | ○ | | R4. 5. ~R5. 3. 31 |
| 4 | 伊藤 隆晃 | 東北地方環境事務所次長兼地域脱炭素創生室長 | 地球温暖化対策 | ○ | | R4. 5. ~R5. 3. 31 |
| 5 | 及川 武芳 | いちのせきニューツーリズム協議会幹事 | 農泊推進 | | ○ | R3. 6. 1~R5. 3. 31 |
| 6 | 田村 泰俊 | 岩手県立大学客員教授 | 行政法 | | ○ | R3. 6. 1~R5. 3. 31 |
| 7 | 宮井 久男 | 岩手県立大学名誉教授 | 観光学 | | ○ | R3. 6. 1~R5. 3. 31 |

環生第100号
令和4年5月20日

岩手県環境審議会会長様

岩手県知事 達増 拓也

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）

下記事項について、貴審議会の意見を求める。

記

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項及び第3項、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条並びに新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成15年岩手県条例第22号）第9条第1項の規定に基づく第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的な考え方について

「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」見直しの基本的な考え方について

1 質問の趣旨

本県の地球温暖化対策は、令和 3 年 3 月に、令和 12 年度を目標年次とする「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を実施してきました。

この計画では、2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 41% 削減することを基本目標として掲げ、取組を進めているところですが、国において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「温暖化対策推進法」という。）の改正や、2030 年温室効果ガス排出削減目標が新たに設定されたことなどを踏まえ、計画の目標や施策を見直すこととし、その基本的な考え方について岩手県環境審議会に諮問するものです。

2 実行計画の位置付け

- (1) 「いわて県民計画（2019～2028）」（平成 31 年 3 月策定）の 10 の政策分野のうち「自然環境」の政策項目に掲げる「地球温暖化防止に向けた低炭素社会の形成」及び「岩手県環境基本計画」の「環境分野別施策」の 1 つである「気候変動対策」を推進するための計画です。
- (2) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成 15 年岩手県条例第 22 号。以下「新エネ省エネ条例」という。）第 9 条の規定に基づく、「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進」に関する基本的な計画です。
- (3) 温暖化対策推進法第 21 条第 1 項の規定に基づく、「県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置」に関する地方公共団体実行計画です。
- (4) 温暖化対策推進法第 21 条第 3 項の規定に基づく、「区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策」を定める地方公共団体実行計画です。
- (5) 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条の規定に基づく、地域気候変動適応計画です。

3 見直しの方向性（案）

| | 当初計画 | 見直しの方向性（案） |
|-----------|--|--|
| (1) 実施期間 | 令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 か年計画 | 当初計画に変更なし |
| (2) 計画の目標 | ① 目指す姿 ② 計画の基本目標 • 温室効果ガスの排出削減目標 • 再生可能エネルギーの導入目標 • 森林吸収量の見込み | 計画の基本目標について、審議会等で御議論いただいたうえで、目標数値を見直し |
| (3) 計画の構成 | ① 計画の基本的事項 ② 本県の地域特性 ③ 地球温暖化の現状と課題 ④ 温室効果ガスの排出量等の現況と将来予測 ⑤ 計画の目標 ⑥ 目標の達成に向けた対策・施策 ⑦ 地球温暖化への適応策 ⑧ 各主体の役割と計画の推進 | 当初計画に加え、温暖化対策推進法改正に伴う、促進区域の環境配慮基準に係る項目の追加を検討 |
| (4) 主要な指標 | 計画の目標のほか、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「多様な手法による地球温暖化対策の推進」の 3 つの施策領域に計 35 指標を設定 | 審議会等で御議論いただいたうえで、指標及び目標数値を見直し |

4 見直しの手順

- (1) 見直しに当たって、岩手県環境審議会の答申に基づき、現計画の構成や主要指標等の変更が生じた場合は、「県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例（平成15年岩手県条例第59号）」に基づき、県議会の議決を経るものとします。
- (2) 計画の見直しに当たっては、策定過程を重視することとし、パブリックコメント等を実施する等、広く県民等の意向把握に努めるものとします。

5 見直しに係るスケジュール

| | |
|--------------|-------------|
| (1) 令和4年5月 | 岩手県環境審議会へ諮問 |
| (2) 令和4年5～8月 | 改訂計画の審議 |
| (3) 令和4年10月 | 改訂計画の答申 |
| (4) 令和4年11月 | パブリックコメント |
| (5) 令和5年3月 | 県議会議決 |
| (6) 令和5年3月 | 計画の決定、公表 |

6 参考

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域脱炭素化促進事業の目標

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に關係のある施策について、当該施策の

目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。

9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

(2) 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）

（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

(3) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成 15 年岩手県条例第 22 号）

（基本計画）

第 9 条 知事は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関し、本県の地域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

（2） 前号に掲げるもののほか、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについて

1 計画の見直しの背景

- ・国では、地球温暖化対策推進法を改正し、パリ協定に定める目標及び**2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念**として位置付けたほか、地球温暖化対策計画が改訂され、2030年度の**温室効果ガスの46%削減（2013年度比）**が掲げられた。
- ・県内市町村で、地域実行計画の策定や国が選定する脱炭素先行地域を目指す動きが活発化。



- ・県では、**令和3年3月に「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定**したところであるが、国の新たな目標設定や、県内市町村の積極的な取組状況等を踏まえて、県計画の**温室効果ガス削減目標41%（2013年度比）の引き上げ**やそれに伴う施策の見直しを行う必要がある。
- ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する温暖化対策に積極的に取り組む市町村支援の一層の強化が必要。

2 国の動向

- 令和3年4月：気候サミット（首脳会議）で**2030年温室効果ガス削減目標46%減**
(2013年度比) を表明
- 5月：**改正地球温暖化対策推進法**成立
- 6月：**地域脱炭素ロードマップ**を決定
- 10月：**地球温暖化対策計画**決定
- 11月：国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）
- 令和4年4月：改正地球温暖化対策推進法施行



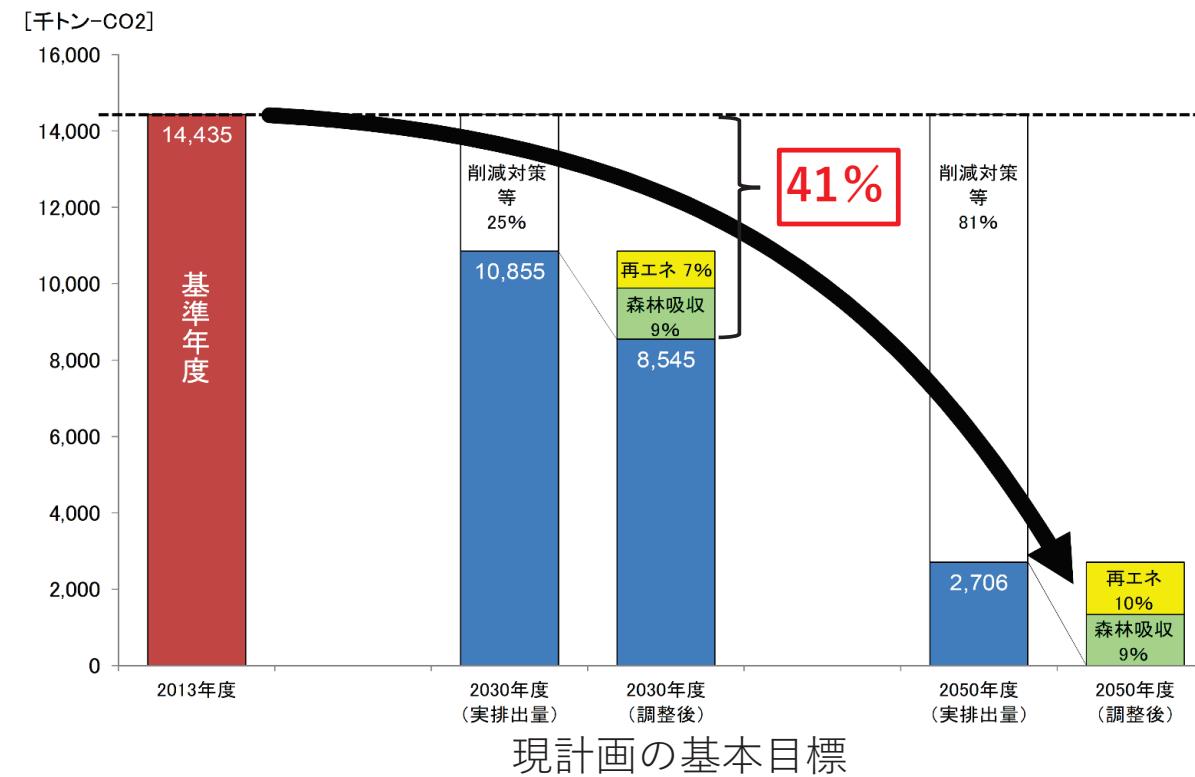
令和3年4月 気候サミット（首相官邸HPから）

3 見直しに向けた主な検討課題

- ① 国の温室効果ガス削減目標の引き上げ
に伴う目標見直し
2030年度 26%→46%減（2013年度比）



国の削減目標を踏まえた
現県計画目標41%減の引
き上げの検討が必要



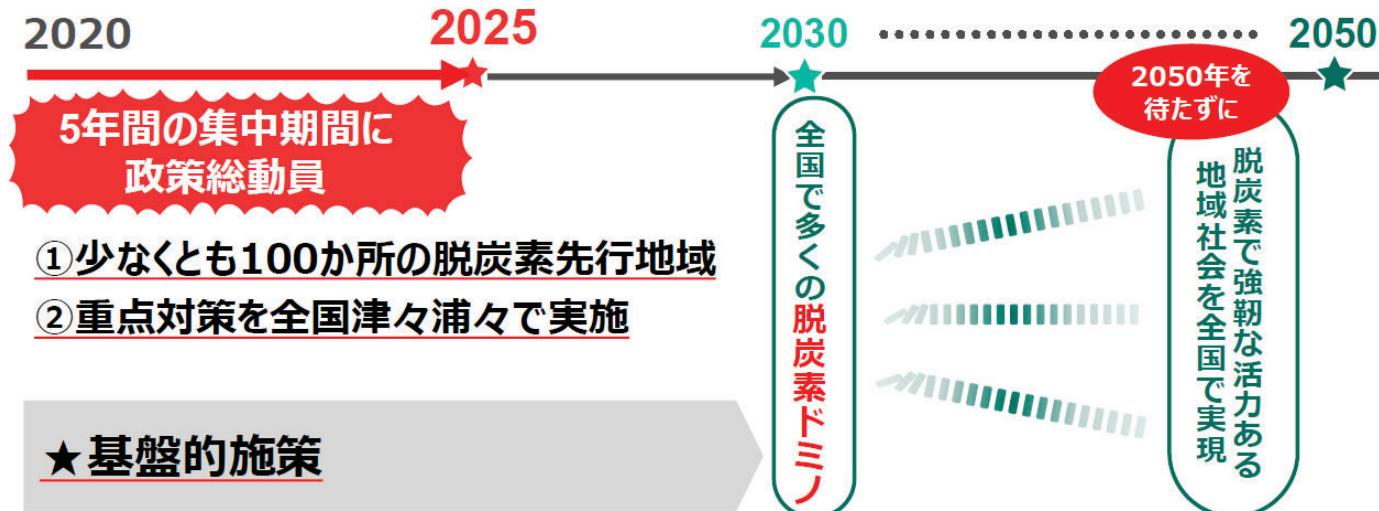
3 見直しに向けた主な検討課題

② 地域脱炭素ロードマップに基づく取組の追加

国では令和3年6月に「地域脱炭素ロードマップ」を策定。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等により積極的支援



- ・本県の地域特性や国のロードマップ等を踏まえた更なる取組の充実が必要
- ・脱炭素に向けて、積極的に取り組む市町村への支援を検討



地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

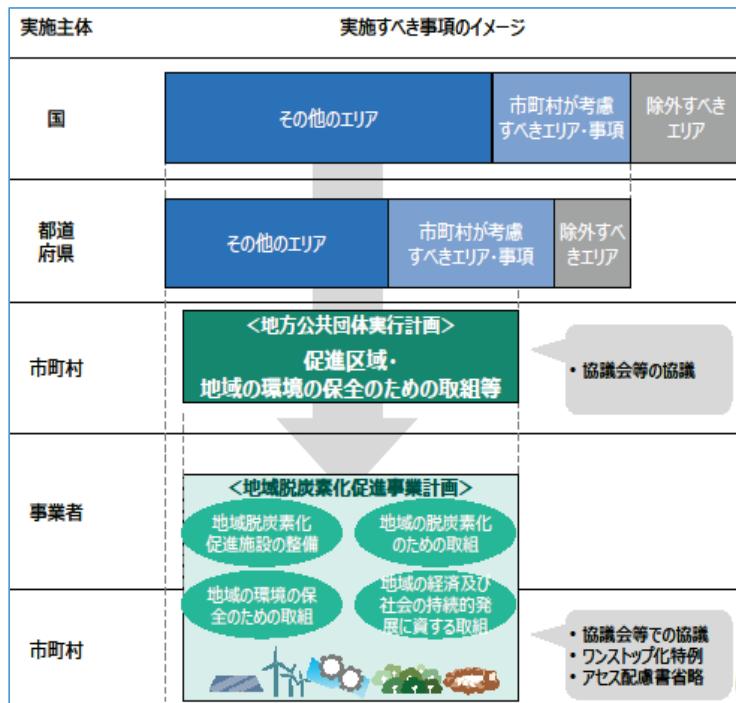
3 見直しに向けた主な検討課題

③ 温対法改正に伴う促進区域の環境配慮基準の設定

市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準(任意)



環境省令や地域特性を踏まえ、環境配慮基準の設定を検討

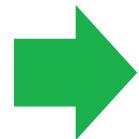


地域脱炭素化促進事業の概要(国検討
資料一部加工)

3 見直しに向けた主な検討課題

④ 気候変動適応策の検討

国では、令和3年10月に気候変動適応計画を改訂



国計画において、細分化や新たに追加となった分野等の適応策の検討が必要

気候変動適応計画改訂による分野細分化等の例

(気候変動適応に関する分野別施策〔自然災害・沿岸域の例〕)

| 旧国計画 | 現行国計画 |
|----------|------------------|
| 水害 | 河川 |
| 高潮・高波 | 沿岸（高潮・高波等） |
| 土砂災害 | 山地（土砂災害） |
| | 山地（山地災害・治山・林道施設） |
| その他（強風等） | 強風等 |
| | 適応復興の推進 |
| | その他共通的な取組 |

4 検討体制・スケジュール

| | |
|-----------|---------------|
| 令和4年5月 | 岩手県環境審議会へ諮問 |
| 令和4年5月～8月 | 改訂計画の審議（大気部会） |
| 令和4年10月 | 改訂の答申 |
| 令和4年11月 | パブリックコメント |
| 令和5年3月 | 県議会議決 |
| 令和5年3月 | 改訂計画の決定・公表 |

岩手県環境基本計画の施策推進指標の置換えについて

1 趣旨

「いわて県民計画（2019～2028）」の県の取組である具体的推進方策については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期や縮小、中止となるものがある一方、感染症対策の一環として開始したオンラインの活用などにより取組が進んだもの等があることから、これらを適切に把握するため、事務的な整理として、「具体的推進方策指標」の見直しを行い、令和4年3月に公表したところ。

いわて県民計画（2019～2028）の分野別計画にあたる「岩手県環境基本計画」では、具体的推進方策指標の目標値（目標年次を含む。）を総合的指標及び施策推進指標の一部に設定していることから、今般の見直し内容により指標を置き換える、計画間の整合を図ろうとするもの。

2 置換えを行う指標

以下の3つの施策推進指標について、置換えを行う。

（1）目標年度の前倒しを行うもの

| 分野 | 指標名 | 置換え前 | 置換え後 | 置換えの理由 |
|--------|--------------------|------------------------------|------------------------------|---|
| 気候変動対策 | いわて地球環境にやさしい事業所認定数 | 272 事業所 (<u>2025</u> 年度) | 272 事業所 (<u>2022</u> 年度) | 2020 年度実績（252 事業所）が、すでに 2022 年度目標に達したため |

（2）参加者数にオンラインを含めるもの

| 分野 | 指標名 | 現状値 | 目標値 | 置換えの理由 |
|-----------------|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| 気候変動対策 | 気候変動対策に関する総合イベント参加者数（累計） | 4,942 人 (<u>2018</u> 年度) | 20,000 人 (2022 年度) | 2020 年度の気候変動対策に関するイベントに、オンラインで参加、視聴した人数を加えた実績が 6,851 人であったことから、これを基に、2022 年度当初の目標（20,000 人）達成を目指すため |
| | 気候変動対策に関する総合イベント参加者数（オンラインを含む）（累計） | ↓ 6,851 人 (<u>2020</u> 年度) | 20,000 人 (2022 年度) | |
| 生物多様性の保全・自然との共生 | ジオパーク学習会等の参加者数（累計） | 809 人 (<u>2019</u> 年度) | 2,000 人 (2022 年度) | 2020 年度実績（1,648 人）が同年度の目標値（1,000 人）を上回っており、今後もオンラインの活用による伸びが見込まれるため |
| | ジオパーク学習会等の参加者数（オンラインを含む）（累計） | ↓ 1,648 人 (<u>2020</u> 年度) | 3,200 人 (2022 年度) | |

3 対応

本会での報告後に指標置換え後の計画書をホームページで公表する。

(参考1) 岩手県環境基本計画（令和3年3月・抜粋）

第4章 計画の推進・進行管理

2 計画の進捗管理の点検

(1) 指標の設定・活用

本計画の着実な実行を確保するため、計画の進捗状況を定型的に点検する。その際、計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、各施策分野の目指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す指標として各施策分野に設定した総合的指標を活用する。施策等の性質によって指標の定量化が困難である場合は、定性的な評価を行う。

また、その他の指標として、環境分野別施策について、施策の実施状況を示す施策推進指標を設定し、目標値については、原則として、当該指標を設定している既存の計画における目標値（目標年次を含む。）とし、当該計画との整合を図る。

なお、当該計画の見直しに伴い目標値が見直された場合は、その時点で、本計画の目標値を当該目標値に置き換えることとする。

(参考2)

置換え後の岩手県環境基本計画の総合的指標及び施策推進指標と、いわて県民計画（政策推進プラン）の指標との関係は以下のとおり。

○総合的指標（横断的施策）

| 施策分野 | 指標名 | 現状 | 目標（2030年度） | 具体的推進方策指標 |
|------------------------|------------------------------|----------------------|------------|-----------|
| 1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 | 炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産） | 327千円/トン (2017年度) | 向上を目指す | 非該当 |
| 2 自然と共生した持続可能な県土づくり | 快適に暮らせる生活環境に関する満足度 | 23.5% (2019年度) | 上昇を目指す | |
| | 災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度 | 24.4% (2019年度) | 上昇を目指す | |
| 3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現 | 自然に恵まれていると感じている人の割合 | 78.9% (2019年度) | 上昇を目指す | |
| | 住まいに快適さを感じている人の割合 | 47.6% (2019年度) | 上昇を目指す | |

○総合的指標（環境分野別施策）

| 施策分野 | 指標名 | 現状 | 目標（2030年度） | 具体的推進方策指標 | 変更の有無 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------------|-------------|---------------------------|-------|
| 1 気候変動対策 | 温室効果ガス排出削減割合（2013年度比） | 16.6% (2017年度) | 41% | 非該当 | |
| | 再生可能エネルギーによる電力自給率 | 34.4% (2019年度) | 65% | 非該当 | |
| 2 循環型地域社会の形成 | 一般廃棄物のリサイクル率 | 18.2% (2018年度) | 27% | 非該当 | |
| | 産業廃棄物の再生利用率 | 60.6% (2018年度) | 61% | 非該当 | |
| 3 生物多様性の保全・自然との共生 | イヌワシつがい数 | 27ペア (2019年度) | 29ペア | 非該当 | |
| | 自然公園ビジターセンター等利用者数 | 420千人 (2010~19年度平均) | 470千人 | 非該当 | |
| 4 環境リスクの管理 | 河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率 | 98.2% (2019年度) | 99.1% | 非該当 | |
| | 大気中のPM2.5等環境基準達成率 | 100% (2019年度) | 100% | 該当(No.448) | なし |
| 5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 | 環境学習交流センター利用者数 | 49,789人 (2019年度) | 50,000人 | 該当(No.455) | なし |
| | 水生生物調査参加率(参加者数) | 6.9% (4,272人) (2013~19年度平均) | 7% (3,100人) | 該当(No.451) ※水生生物調査参加者数 | なし |

○施策推進指標

| 分野 | 指標名 | 現状値 | 目標値 | 具体的推進方策指標 | 変更の有無 | 変更内容 |
|------------|---|-----------------------------------|----------------------------|----------------|-------|-----------------------------|
| 気候変動対策 | 省エネ活動を実施している県民の割合※1 | 86.4% (2019年度) | 87.5% (2022年度) | 該当 (No.466) | なし | — |
| | いわて地球環境にやさしい事業所認定数※2 | 211 事業所 (2019年度) | 272 事業所 <u>(2022年度)</u> | 該当 (No.467) | あり | 目標年度の前倒し (2025 → 2022年度) |
| | 乗用車の登録台数に占める電動車の割合※5 | 17.4% (2019年度) | 29.0% (2025年度) | 該当 (No.468) | なし | — |
| | 再生可能エネルギー導入量(累計)※2 | 1,444MW (2019年度) | 2,081MW (2025年度) | 該当 (No.469) | なし | — |
| | 住宅用太陽光発電設備導入件数(累計)※2 | 29,145 件 (2019年度) | 38,500 件 (2025年度) | 該当 (No.470) | なし | — |
| | 農業水利施設を活用した小水力発電導入数(累計)※1 | 8 箇所 (2019年度) | 10 箇所 (2022年度) | 該当 (No.471) | なし | — |
| | チップの利用量※1 | 229,064BDt (2019年度) | 233,800BDt (2022年度) | 該当 (No.472) | なし | — |
| | 間伐材利用率※1 | 42.0% (2019年度) | 42.8% (2022年度) | 該当 (No.473) | なし | — |
| | 再造林面積※1 | 830ha (2019年度) | 1,000ha (2022年度) | 該当 (No.411) | なし | — |
| 循環型地域社会の形成 | 気候変動対策に関する総合イベント参加者数 <u>(オンラインを含む)</u> (累計)※1 | <u>6,851 人</u> <u>(2020年度)</u> | 20,000 人 (2022年度) | 該当 (No.474) | あり | 指標にオンラインを含める |
| | エコショップいわて認定店舗数※1 | 225 店舗 (2019年度) | 226 店舗 (2022年度) | 該当 (No.459) | なし | — |
| | エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量※3 | 1,542 トン (2019年度) | 2,200 トン (2025年度) | 非該当 | — | — |
| | 事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数(累計)※1 | 118 件 (2019年度) | 131 件 (2022年度) | 該当 (No.460) | なし | — |
| | 産業廃棄物の自県内処理率※3 | 94.1% (2018年度) | 97.5% (2025年度) | 該当 (No.461) | なし | — |
| | 災害廃棄物処理計画策定市町村数(累計)※1 | 8 市町村 (2019年度) | 33 市町村 (2022年度) | 該当 (No.462) | なし | — |
| | 産業廃棄物適正処理率※3 | 99.6% (2019年度) | 100% (2025年度) | 該当 (No.463) | なし | — |
| | 電子マニフェスト普及率※1 | 62% (2019年度) | 70% (2022年度) | 該当 (No.464) | なし | — |
| | 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る浄化完了済地区的割合※1 | 80.0% (2019年度) | 100% (2022年度) | 該当 (No.465) | なし | — |

| 分野 | 指標名 | 現状値 | 目標値 | 具体的推進方策指標 | 変更の有無 | 変更内容 |
|-----------------|-------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------|-------|-----------------|
| 生物多様性の保全・自然との共生 | イヌワシの繁殖率※1 | 7.4% (2019年度) | 14.0% (2022年度) | 該当 (No.444) | なし | — |
| | 狩猟免許所持者数※5 | 3,268人 (2019年度) | 3,268人 (2022年度) | 非該当 | — | — |
| | グリーンボランティア登録者数※1 | 226人 (2019年度) | 230人 (2022年度) | 該当 (No.446) | なし | — |
| | ジオパーク学習会等の参加者数（オンラインを含む） (累計) ※1 | 1,648人 (2020年度) | 3,200人 (2022年度) | 該当 (No.457) | あり | オンラインを含め、目標値上げる |
| | 主要ジオサイトの観光入込客数※1 | 1,203千人 (2019年度) | 1,115千人 (2022年度) | 該当 (No.458) | なし | — |
| | 農山漁村の環境保全活動への参加人数※1 | 126,100人 (2019年度) | 123,500人 (2022年度) | 該当 (No.447) | なし | — |
| | 県民参画による公益的機能を重視する森林整備面積 (累計) ※1 | 16,666ha (2019年度) | 20,780ha (2022年度) | 該当 (No.453) | なし | — |
| 環境リスクの管理 | 光化学オキシダント注意報年間発令日数※5 | 0日 (2019年度) | 0日 (2022年度) | 非該当 | — | — |
| | 有害大気汚染物質の環境基準達成率※5 | 100% (2019年度) | 100% (2022年度) | 非該当 | — | — |
| | 汚水処理人口普及率※4 | 82.6% (2019年度) | 91% (2025年度) | 非該当 | — | — |
| | 排水基準適用の事業場における排水基準適合率※1 | 100% (2019年度) | 100% (2022年度) | 該当 (No.449) | なし | — |
| | 新中和処理施設放流水水質基準達成率※1 | 100% (2019年度) | 100% (2022年度) | 該当 (No.454) | なし | — |
| 担い手の育成と協働活動の推進 | 水と緑を守り育てる環境保全活動数（累計）※1 | 965件 (2019年度) | 3,360件 (2022年度) | 該当 (No.452) | なし | — |
| | 身近な水辺空間の環境保全等に継続的に取り組む団体数※1 | 61団体 (2019年度) | 60団体 (2022年度) | 該当 (No.243) | なし | — |

(注) ※1は「いわて県民計画（2019～2028）政策推進プラン（2019年度～2022年度）」、※2は「岩手県地球温暖化対策実行計画」、※3は「岩手県循環型地域社会形成推進計画」、※4は「いわて汚水処理ビジョン2017」、※5は本計画独自の目標年次及び目標値。

岩手県環境審議会水質部会審議結果について

令和4年2月9日（水）に岩手県環境審議会水質部会を書面開催し、下記事項について審議したことから、その結果について報告する。

1 審議事項

- (1) 水質汚濁防止法に基づく令和4年度公共用水域水質測定計画について
- (2) 水質汚濁防止法に基づく令和4年度地下水質測定計画について
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和4年度ダイオキシン類調査測定計画について
- (4) 環境基本法に基づく磐井川に係る水質環境基準の類型見直しについて

2 審議結果

いずれの項目についても原案のとおり議決された。

3 要旨

- (1) 水質汚濁防止法に基づく令和4年度公共用水域水質測定計画について
水質汚濁防止法第16条に基づき、県内152水域の262地点において常時監視測定を行う計画案を作成したもの（国土交通省及び盛岡市実施分を含む）。
- (2) 水質汚濁防止法に基づく令和4年度地下水質測定計画について
水質汚濁防止法第16条に基づき、新規の井戸を調べる概況調査及びこれまでの調査において環境基準を超過し、又は超過するおそれがある地点での継続監視調査を行う計画案を作成したもの（盛岡市実施分を含む）。
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和4年度ダイオキシン類調査測定計画について
ダイオキシン類対策特別措置法第27条に基づき、公共用水域38地点、地下水7地点、土壤43地点の測定を行う計画案を作成したもの（国土交通省及び盛岡市実施分を含む）。
- (4) 環境基本法に基づく磐井川に係る水質環境基準の類型見直しについて
磐井川の利用目的の適応性に関する項目（BOD等）に係る水質環境基準の類型について、昭和48年に上流及び中流がA類型、下流がC類型として指定され、平成17年には上流がAA類型への見直しが行われている。水質の代表的指標であるBODが長期間にわたり上位類型の環境基準を満たしていることから、下流について、B類型への見直しを行うもの。

鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定について（報告）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るために必要な事項を定める鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画について、自然・鳥獣部会の答申を踏まえ、計画を策定したので、その概要を報告する。

1 趣旨

(1) 第13次鳥獣保護管理事業計画について

人と野生鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、本県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、鳥獣保護区の指定や鳥獣の捕獲許可、特定鳥獣管理計画の作成などに関する事項を定めるものである。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画について

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等について、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させる、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的とし、本県においてはシカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシの4種について策定しているものである。

2 計画（最終案）の概要 ※詳細は別添概要版のとおり

(1) 計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間

(2) 各計画の概要

| 計画の名称 | 計画の目標 | 主な変更点等 |
|----------------|----------------------------------|---|
| 第13次鳥獣保護管理事業計画 | 人と野生鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定鳥獣の管理の実施、継続的なモニタリングと中長期的な評価 ・豚熱など新たな感染症への対応を強化 |
| 第6次シカ管理計画 | 個体数の適正な水準までの減少及び農林業と自然植生等への被害の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・生息数推定結果（約10万頭）に基づく捕獲目標（年間2.5万頭）の設定 ・新たな捕獲手法の検討 |
| 第5次ツキノワグマ管理計画 | 地域個体群の安定的な維持及び人身被害の防止、農業被害の軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ・生息数推定結果（3,700頭）に基づく、個体数低減に向けた目標の設定 ・市街地への出没の対応 |
| 第5次カモシカ管理計画 | 地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ・生息密度が減少傾向にあることを鑑みながら、管理から保護への切替を検討する旨を記載 |
| 第3次イノシシ管理計画 | 農業被害の軽減及び生息域の減少、個体数の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害の急増を受け、個体数の低減及び生息域の縮小の推進を明確化 ・GPS等による行動圏調査の実施 |

3 パブリック・コメント等の状況

令和3年11月30日から令和4年1月4日まで実施したパブリック・コメントで寄せられた計14件の意見や、第二種鳥獣の管理検討委員会委員、関係機関、市町村及び岩手県環境審議会自然・鳥獣部会における委員の意見を踏まえ、県民が鳥獣の保護及び管理に係る現状、課題及び取組の方針をより理解しやすい表現とし、シカの捕獲に係る方針やツキノワグマの狩猟期間など、素案の一部を修正した。

【参考】パブリック・コメント等の状況（意見提出者 2名、意見件数14件）

| 区分 | 内 容 | 件数(件) |
|---------|-------------------------------|-------|
| A（全部反映） | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの | 2 |
| B（一部反映） | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの | 0 |
| C（趣旨同一） | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの | 2 |
| D（参考） | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの | 10 |
| E（対応困難） | A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの | 0 |
| F（その他） | その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等） | 0 |

第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置づけ等〉

◇策定の根拠：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
第4条及び「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」

◇位置づけ：鳥獣の保護及び管理を図るための事業（鳥獣保護管理事業）を計画的に実施するために、都道府県知事が策定するもので、法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲等の許可、鳥獣の生息状況等の調査等に関する事項を定めるもの。

◇計画の期間：令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息数が減少している鳥獣の保護に向けた取組が必要

◇特定の鳥獣の生息数増加と生息域拡大に伴う人的被害・農林水産業被害の抑制に向けた管理の取組が必要

⇒継続的なモニタリングと、その結果を踏まえた保護と管理の両立が必要

〈目標〉

人と鳥獣との適切な関係の構築と
生物多様性の保全

〈計画の概要〉

鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区の指定
- 2 鳥獣保護区特別保護地区の指定

鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
- 2 捕獲許可基準の設定
- 3 目的別の捕獲許可の基準

特定猟具使用禁止区域、特定用具使用制限区域、獵区並びに指定猟法禁止区域に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域
- 2 指定猟法禁止区域

特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 1 担い手の育成及び確保
- 2 鳥獣保護センターの運営

その他

- 1 狩猟の適正化
- 2 傷病鳥獣救護
- 3 油等による水鳥の汚染対策
- 4 感染症への対応
- 5 普及啓発
- 6 野生鳥獣肉における放射性物質への対応

今回追加・修正する主な項目

- 1 特定鳥獣管理計画に係るモニタリング及び中長期的な視点での評価の実施
- 2 市街地への獣類の出没に対する対応
- 3 感染症への対応
(豚熱に係る記載の追加等)
- 4 錯誤捕獲※への対応

※シカやイノシシを捕獲するためのわなに、意図しない鳥獣（カモシカやクマ）がかかること

〈第二種特定鳥獣管理計画〉

人とのあづれきが深刻化している鳥獣の生息数及び生息域を適正な水準にすることが目的。いずれも計画の期間は令和4年度～令和8年度。

- 1 ツキノワグマ
→地域個体群の安定的な維持、人的被害及び農林業被害の軽減
- 2 ニホンジカ
→個体数の適正な水準までの減少、農林業と自然植生等への被害の低減
- 3 イノシシ
→生息数の減少及び農林業被害の抑制
- 4 カモシカ
→学術的価値に配慮し、地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の低減

第6次シカ管理計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 約10万頭

◇被害状況

- 1 農業被害（水稻、飼料作物、野菜、果樹等）
2億2,748万円（R2）
- 2 林業被害（造林木等）
1,646万円（R2）
- 3 自然植生被害
早池峰山に生育する高山植物への食害

◇課題

県内のシカの推定個体数が約10万頭と推定され、県内全域に生息が確認されていることから、農林業被害等の拡大・低減を図るために、より一層の捕獲の強化等による対策が必要

〈基本目標〉

- 1 県内に生息するシカの個体数を低減させるため、当面2万5千頭以上を捕獲。
- 2 効果的な捕獲方法の導入や捕獲の担い手の育成等を行い、国の捕獲目標である令和5年度末までに個体数半減に向け取り組む
- 3 捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制
- 4 モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数推定と将来予測の実施

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
県内を3つに区分し地域ごとの対策を推進
 - (1) 北上山地南部地域
 - (2) 北上山地北部地域
 - (3) 奥羽山脈地域
- 2 個体数管理
 - (1) 狩猟の推進：狩猟期間の延長等
 - (2) 有害鳥獣捕獲：農地周辺での捕獲強化等
 - (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業：認定鳥獣捕獲等事業者に委託し、県内全域及び早池峰山周辺地域で捕獲を実施
- 3 被害防除対策
 - (1) 農林業被害対策：侵入防止柵の設置等
 - (2) 自然植生被害対策：生息情報等の収集等
- 4 生息環境管理
シカの餌場となる草地・耕作放棄地の適正管理、農地周辺の環境整備等を推進

5 モニタリング

- (1) 生息状況調査（捕獲数、分布、密度等）
- (2) 被害状況調査

6 個体数推定

新たな年度データを追加して定期的に推計を行い、個体数の動向を把握

◇その他管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割
- 2 普及啓発
計画の内容、シカの生態、被害防除研修会や捕獲に関する成功事例等の周知
- 3 他県との連携
本県の隣接県との捕獲手法の検討や個体数管理に関する情報交換
- 4 その他
 - (1) 鳥獣被害防止計画との調整
 - (2) 錯誤捕獲対応の実施体制
 - (3) 人畜共通感染症対策

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 推定個体数の更新（4万頭→約10万頭）
- 2 管理の基本目標（捕獲数値目標）の設定
- 3 定期的な個体数推定と将来予測の追加
- 4 錯誤捕獲や感染症への対応の追加
- 5 新しい捕獲手法の普及啓発の追加

第5次ツキノワグマ管理計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 3,700頭
(北上山地 2,000頭、北奥羽 1,700頭)

◇被害状況

- 1 農業被害（飼料作物、果樹等）
4,806万円（R2）
- 2 人身被害 29名（R2）

◇課題

中山間地域の人口減少等による人間活動の低下や耕作放棄地の増加等に伴いクマの生息域が拡大し、人身被害や農業被害などによる人とのあづれきが増大していることから、個体群の増加を抑制しつつ適切な保護・管理の推進が必要

〈基本目標〉

- 1 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減
- 2 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域個体群の区分
個体群を2つに区分し生息数を調査
 - (1) 北上山地地域個体群
 - (2) 北奥羽地域個体群
- 2 個体数管理
 - (1) 捕獲数の管理
 - (2) 県による捕獲許可の方針
 - (3) 狩猟期間の延長
 - (4) 春季捕獲
 - (5) 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理
 - (6) 放猟
- 3 生息環境管理
 - (1) ツキノワグマの生息域における環境管理
 - (2) 緩衝域及び人の生活域における環境管理
- 4 被害防除対策
 - (1) 人身被害防除
 - (2) 農林業被害の防除
 - (3) 注意報の発表等による注意喚起

5 モニタリング

- (1) 短期的モニタリング
 - ア 生息状況調査
 - イ 被害状況調査
- (2) 中長期的モニタリング
大規模ヘアトラップ調査による個体数推定

◇管理のために必要な事項

- 1 各機関等の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、管理検討委員会、地区管理協議会、狩猟者団体等の役割
- 2 人材の育成・確保
- 3 隣接県との調整
青森県及び秋田県との整合性のとれた管理に向けた協議
- 4 NPO等との連携
- 5 情報共有と普及啓発
- 6 錯誤捕獲の防止と対応

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 推定個体数の更新
- 2 個体数低減の方針を明記
- 3 大規模ヘアトラップ調査による個体数推定の追加
- 4 捕獲許可事務の特例処理に係る捕獲許可期間の延長
- 5 狩猟期間の延長
- 6 市街地等における出没対応の追加
- 7 錯誤捕獲の防止及び対応の追加

第5次カモシカ管理計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息密度 0.56頭/km² (R2)

◇被害状況

- 1 林業被害（造林木の芽の食害）
85万円 (R2)
- 2 農業被害（果樹、野菜、水稻等）
904万円 (R2)

◇課題

- 1 現行計画に基づき被害防除等を実施しているが、依然として農林業被害が発生
- 2 生息密度が減少傾向にあり、今後個体数の著しい減少が確認された場合は、保護に向けた検討が必要

〈基本目標〉

- 1 遺伝的多様性を含むカモシカの地域個体群の安定的な維持
- 2 農林業に対する食害の軽減

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
 - (1) 保護地域（国が指定）
 - ア 北上山地カモシカ保護地域
 - イ 北奥羽山系カモシカ保護地域
 - ウ 南奥羽山系カモシカ保護地域
 - (2) 管理地域
保護地域以外の地域
- 2 被害防除対策
 - (1) 物理的防除（防護柵、食害防止チューブ等）
 - (2) 科学的防除（忌避剤）
- 3 生息環境管理
 - (1) 森林環境の保全
 - (2) 県民税事業や関係機関等の施策との連携
- 4 捕獲の実施
種指定の特別天然記念物であり、当該管理計画の策定及び市町村における管理実施計画の策定等が捕獲許可の要件となっている。
 - (1) 管理実施計画の作成
 - (2) 捕獲実施に係る許可申請
 - (3) 捕獲の実施

5 モニタリング

- (1) 生息密度調査
- (2) 被害状況調査

◇管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、カモシカ管理検討委員会等の役割
- 2 普及啓発
 - (1) 管理計画の内容
 - (2) カモシカの生態
 - (3) 地域住民に対する捕獲実施の周知
- 3 錯誤捕獲の防止等
ニホンジカやイノシシを捕獲する場合のわなの形状や餌付け方法、設置場所等の工夫

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 生息密度調査結果の更新
- 2 個体数が大きく減少した際の保護の取組に関する記載の追加
- 3 錯誤捕獲の対応の追加

第3次イノシシ管理計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

1 生息分布 県内全域

2 生息頭数 不明

◇被害状況

農業被害（水稻、野菜等）

1,800万円（R2）

◇課題

1 生息域が拡大傾向にあり、農業被害が増加している一方、捕獲数が少なく地域に偏りがあることから、全県域の個体数推定が困難

2 農林業被害等の低減を図るため、より一層の捕獲の強化等による対策が必要

〈基本目標〉

- 1 防護柵の設置や周辺環境の整備等による農業被害等の軽減
- 2 積極的な捕獲による生息域の縮小及び個体数の低減
- 3 被害の発生状況や捕獲個体データの収集・分析による、科学的かつ計画的なイノシシ管理の促進

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
県内を2つに区分し地域ごとの対策を推進
 - (1) 定着地域：奥羽山脈地域
 - (2) 侵入地域：北上山地地域
- 2 個体数管理
 - (1) 狩猟の推進：狩猟期間の延長等
 - (2) 有害鳥獣捕獲：農地周辺での捕獲強化等
 - (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業：認定鳥獣捕獲等事業者に委託して県内全域での捕獲
 - (4) 捕獲の担い手の確保育成：狩猟免許取得の促進、捕獲技術研修会の開催等
- 3 被害防除対策
農業被害対策：侵入防止柵の設置等
- 4 生息環境管理
やぶの刈り払い、耕作放棄地等の適正管理、農地周辺の環境整備を推進

5 モニタリング

- (1) 捕獲情報の収集
- (2) 被害状況調査
- (3) 生息状況調査（GPS調査）
- (4) 個体数推定方法の検討

◇その他管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割
- 2 普及啓発
計画の内容、イノシシの生態、進入初期における対策、捕獲技術研修の実施
- 3 他県との連携
宮城県及び秋田県との捕獲手法の検討や個体数管理に係る情報交換
- 4 その他
 - (1) 鳥獣被害防止計画との調整
 - (2) 錯誤捕獲対応の実施体制
 - (3) 感染症及び安全対策の実施

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 地域区分の設定（定着と侵入地域の設定）
- 2 生息状況等の把握（アンケート調査追加）
- 3 行動圏の把握（GPS調査の追加）
- 4 錯誤捕獲対応の追加
- 5 豚熱（CSF）等感染症への対応の追加

岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

令和3年12月24日付けで諮詢された温泉掘削許可申請について、令和4年2月3日に開催した岩手県環境審議会温泉部会において審議したことから、その結果を報告する。

○ 令和4年2月3日審議結果

温泉法第3条第1項の規定による温泉掘削許可申請 1件のうち 許可相当 1件

温泉法第3条第1項の規定による温泉掘削許可申請

| 申請者住所 | 申請者氏名 | 申請地 | 申請目的 | 答申 |
|----------------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------|------|
| 東京都中央区京橋二 丁目16番1号 | 清水建設株式会社 取締役社長 井上 和幸 | 岩手県雫石町大 字長山字国有林 778 林班に小班 | 地熱発電用のた め地下状況把握 | 許可相当 |

岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会審議結果について

令和4年1月24日（月）に岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会を開催し、下記事項について審議したことから、その結果について報告する。

1 審議事項

- (1) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について
- (2) 住宅宿泊事業法施行条例の検討結果に係る報告書（案）について

2 審議結果

いずれの項目についても原案のとおり議決された。

3 要旨

- (1) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について

住宅宿泊事業の宿泊実績、住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況

- (2) 住宅宿泊事業法施行条例の検討結果に係る報告書（案）について

ア 条例改正の要否について

条例が準拠している関係法令の改正状況、関係団体等の意見、国や他道府県の状況等を整理・検討した結果、当面、現状を維持することが適当であるとの結論から条例の改正は要しないものと考える。

イ 今後の検討について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、民泊事業が安定的に行われている状況で引き続き検討する必要があると考える。

いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランの策定に係る意見について

1 趣旨

県では、いわて県民計画（2019～2028）の実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策をアクションプランとしてまとめているところ。

アクションプランの期間は4年間となっており、今年度で第1期アクションプランが終了することから、第2期アクションプラン（計画期間：令和5～8年度）の策定について、今後検討を進めるもの。

については、今後の検討の参考とさせていただきため、今後の環境分野の取組について、意見を聴取するもの。

2 意見について

今後、重点的に進めるべき分野や取組を強化すべき事項について、意見をいただきたいもの。

3 回答方法

意見等について、ファックス又はメールにより令和4年6月10日（金）までに回答いただきたいこと。

（別添参考様式）

メールアドレス AC0001@pref.iwate.jp

FAX番号 019-629-5334

【参考】別添（現行）第1期アクションプラン（抜粋）、政策評価レポート2021（抜粋）

(参考様式)

メールの場合のアドレス AC0001@pref.iwate.jp

FAX 019-629-5334

環境生活企画室企画担当行き

| 意見項目 | 意見内容 |
|------|------|
| | |
| | |
| | |
| | |

環境審議会委員名 : _____

抜粋



いわて県民計画 (2019~2028)

東日本大震災津波の経験に基づき、
引き続き復興に取り組みながら、
お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて



政策推進プラン
(2019年度~2022年度)

岩手県



VIII 自然環境

一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、

自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手

【いわて幸福関連指標】

| 指 標 | 単位 | 現状値 | 年度目標値 | | | 計画目標値 2022 |
|--|----|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | | 2017 | 2019 | 2020 | 2021 | |
| ① 岩手の代表的希少野生動植物の個体・つがい数 | | | | | | |
| (イヌワシつがい数) | ペア | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| (ハヤチネウスユキソウ個体数) | 株 | 667 | 667 | 667 | 667 | 667 |
| ② 自然公園の利用者数^[注] | 千人 | 466 | 470 | 470 | 470 | 470 |
| ③ 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率 | % | 99.1 | 99.1 | 99.1 | 99.1 | 99.1 |
| ④ 再生可能エネルギーによる電力自給率 | % | 28.0 | 29.0 | 35.0 | 36.0 | 37.0 |
| ⑤ 一般廃棄物の最終処分量 | 千t | 40.6 ⁽²⁰¹⁶⁾ | 38.6 ⁽²⁰¹⁸⁾ | 37.6 ⁽²⁰¹⁹⁾ | 36.7 ⁽²⁰²⁰⁾ | 35.8 ⁽²⁰²¹⁾ |
| ⑥ 一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量 | g | 501 ⁽²⁰¹⁶⁾ | 492 ⁽²⁰¹⁸⁾ | 483 ⁽²⁰¹⁹⁾ | 474 ⁽²⁰²⁰⁾ | 465 ⁽²⁰²¹⁾ |

【参考指標（実績値）】

森林面積割合（2014年：74.9%）[農林業センサス（農林水産省）]

[注] 自然公園ビジターセンター等利用者数

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2 「いわて幸福関連指標」の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

| 政策項目 | 具体的推進方策 |
|-----------------------------|---|
| 42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます | ① 生物多様性の保全 ② 自然とのふれあいの促進 ③ 良好的な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進 ④ 水と緑を守る取組の推進 ⑤ 北上川清流化対策 ⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進 ⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進 |
| 43 循環型地域社会の形成を進めます | ① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進 ② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 ③ 産業廃棄物の適正処理の推進 |
| 44 地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます | ① 温室効果ガス排出削減対策の推進 ② 再生可能エネルギーの導入促進 ③ 適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策 ④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応 |

VIII 自然環境

42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

(基本方向)

本県の森や川、海等の優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、希少野生動植物の生息・生育環境の保全などの自然保護対策や大気・水環境の常時監視結果に基づく環境保全対策を推進するとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。

現状と課題

- 「One World–One Health¹」の理念の提唱や、科学的、計画的な鳥獣保護管理等の推進が国の大変な基本指針に盛り込まれるなど、鳥獣の保護・管理の機運が高まっており、鳥獣保護センターの機能の強化などが求められています。
- 北海道に次ぐ全国2位の森林面積を有し、「三陸復興国立公園」と「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園が存在するなど、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれています。
- 自然公園などの美化活動や利用者のマナー啓発等を行うグリーンボランティアの高齢化が進んでおり、大学生などの若者のボランティアへの参加を促していく必要があります。
- イヌワシやハヤチネウスユキソウなど、身近に希少野生動植物が存在する一方、シカやイノシシなどの野生鳥獣の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が生じています。
- 大気環境は、二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準をおおむね達成していますが、微小粒子状物質（PM2.5²）などの濃度上昇が時期によっては観測されており、引き続き、大気汚染物質の状況を注視していく必要があります。
- 水環境は、良好な状態が保たれていますが、引き続き、工場排水や生活排水等の対策を進めるとともに、公共用水域の水質を注視していく必要があります。
- 環境学習の拠点施設である環境学習交流センターや、地球温暖化防止活動推進センターにより、環境学習の機会が提供されています。
- 都市近郊などにも身近な自然が存在し、地域住民が主体となり、河川等の環境保全活動や水生生物調査、地域の特性を生かした環境学習などの活動が多くの地域で行われています。
一方、海岸漂着物への対応、環境保全活動の担い手の高齢化や、次代の取組を担う人材の確保等が課題となっています。
- 北上川は、昭和57年（1982年）から稼働している新中和処理施設により清らかな流れが保たれていますが、今後も旧松尾鉱山の坑廃水の中和処理を継続する必要があります。
- 平成18年度（2006年度）から、管理不十分な森林の強度間伐に取り組んできましたが、依然

¹ One World–One Health：人と動物及びそれを取り巻く環境（生態系）は相互につながっていることから、人と動物の健康は一つと捉え、これが、地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながるとする、平成16年（2004年）に野生生物保全協会（WSC）が提唱。

² PM2.5：大気中に浮遊している2.5μm（1μmは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10μm以下の粒子）よりも小さな粒子。非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

として整備の必要な人工林が存在することから、県民の支援や参画により森林の再生を進める必要があります。

- ・ 世界に誇れる地質遺産等があり、3県16市町村の日本一広大なエリアで三陸ジオパーク³の活動が展開されていますが、より地域に根ざした取組が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 生物多様性の保全

- ・ 本県の優れた自然が守られるよう、絶滅危惧種等の調査や保護保全を通じたイヌワシ等の希少野生動植物の保護や野生鳥獣の個体数管理などにより、生物多様性の保全を進めます。
- ・ 鳥獣保護センターについては、動物愛護センターとの一体的整備について検討を進め、傷病鳥獣の救護や環境教育・普及啓発の充実に取り組みます。

② 自然とのふれあいの促進

- ・ 自然公園等の登山道などにおいて、県民が参画するグリーンボランティア等と協働して自然環境保全やマナー啓発に取り組みます。
- ・ 自然公園等の外国人も含めた観光客の利用促進を図るため、多言語化したPR映像等を活用し、自然の魅力などの情報発信を積極的に行うとともに、標識等の整備に取り組みます。
　　三陸復興国立公園については、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークなどの取組と連携し、イベント情報の発信に取り組みます。
- ・ 災害などにより損壊した自然公園等施設の復旧・整備に継続して取り組みます。

③ 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進

- ・ 大気環境については、二酸化窒素等の大気汚染物質に加え、時期によっては濃度上昇が観測される光化学オキシダント⁴及びPM2.5の監視体制を維持し、モニタリングを実施します。
　　また、ばい煙等を排出する事業場の監視及び指導を実施します。
- ・ 水環境については、河川、湖沼、海域及び地下水のモニタリングを実施するとともに、汚水等を排出する事業場の監視及び指導を実施します。
- ・ 企業の「環境に配慮した取組」を総合的にとりまとめた「環境報告書」を通じて住民、事業者、行政等が連携・協働して取り組む「環境コミュニケーション」を推進することにより、事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進します。

④ 水と緑を守る取組の推進

- ・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進めるとともに、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組事例の情報発信や顕彰の実施、水生生物調査の実施を通じた水質保全の意識の涵養に取り組みます。
- ・ 生物多様性の保全や水源の涵養といった公益的機能を持つ健全な森林が守られ、次世代に引き継がれるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を進めます。

³ ジオパーク：地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちと仕組みに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所。また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所。

⁴ 光化学オキシダント：工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。「目がチカチカする」、「のどが痛む」等の症状が出ると言われている。

⑤ 北上川清流化対策

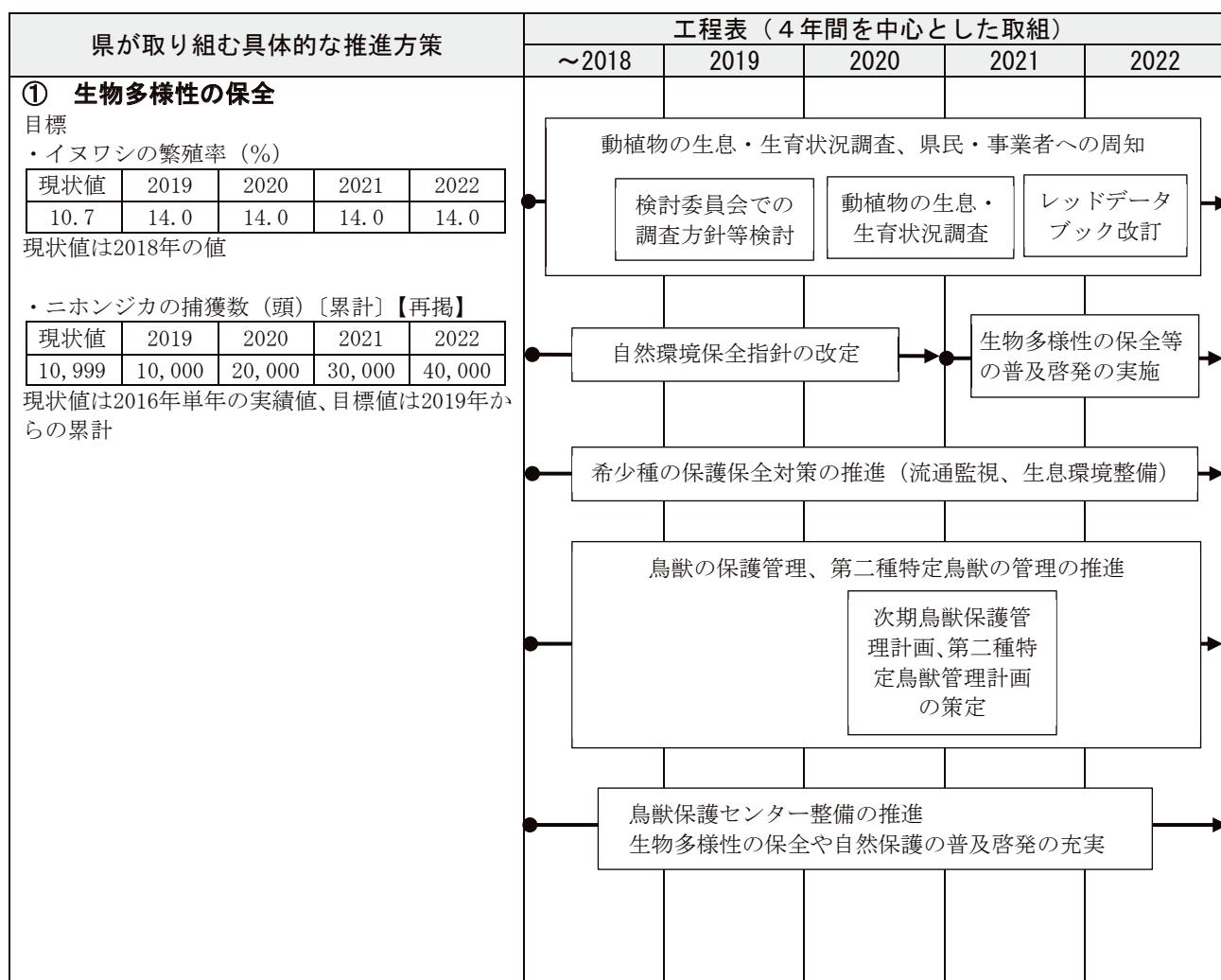
国との連携のもと確実に旧松尾鉱山坑廃水の中和処理を行いながら、清流化の取組を広く県民に周知するとともに、NPO等による旧松尾鉱山跡地での植樹活動等への支援を行います。

⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指し、環境学習交流センター等による普及啓発や、子どもの環境学習の支援及び自然等を生かした体験活動の機会の提供などに取り組みます。

⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進

- 地域や広域ブロックによる地質遺産等に対する環境保全活動が行われるよう、フォーラムの開催や講習会・学習会等への講師派遣等に取り組みます。
- 地質遺産等や環境保全に関する知識を有する人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ガイド講習会やジオパーク授業などに取り組みます。
- 国内外との交流人口の拡大を図るため、分かりやすいジオストーリーの発信や多言語化された案内板・パンフレット等の整備、交流イベントの開催等に取り組みます。



| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|---------|--------------|---------|------|
| | ～2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
| ② 自然とのふれあいの促進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・グリーンボランティア登録者数（人） | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 222 | 230 | 230 | 230 | 230 | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | |
| ・農山漁村の環境保全活動への参加人数（人） 【再掲】 | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 121,453 | 122,000 | 122,500 | 123,000 | 123,500 | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | |
| ③ 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・大気の二酸化窒素等環境基準達成率（%） | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | |
| ・排水基準適用の事業場における排水基準適合率（%） | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | |
| ・環境報告書の県ホームページ掲載件数（件）〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 228 | 305 | 340 | 375 | 410 | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | |
| ④ 水と緑を守る取組の推進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・水生生物調査参加者数（人）〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 3,912 | 3,700 | 7,400 | 11,100 | 14,800 | |
| 現状値は2017年単年の実績値、目標値は2019年からの累計 | | | | | |
| ・水と緑を守り育てる環境保全活動数（件）〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 839 | 840 | 1,680 | 2,520 | 3,360 | |
| 現状値は2017年単年の実績値、目標値は2019年からの累計 | | | | | |
| ・県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積（ha）〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 15,507 | 17,800 | 19,300 | 20,040 | 20,780 | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | |
| | ボランティア等による自然環境保全活動等の推進 | | | | |
| | 活動内容の周知・募集拡大 | | 普及啓発等による活動支援 | | |
| | 自然公園等施設の復旧・整備 | | | | |
| | 外国人を含めた来訪者へ自然公園の情報を発信 | | | | |
| | 多面的機能の維持・発揮に向けた農山漁村地域における地域共同活動を支援 | | | | |
| | 地域住民等による森林の整備・保全活動への支援 | | | | |
| | 大気・水質モニタリングの実施、事業者の指導 | | | | |
| | 環境報告書の作成支援・環境コミュニケーション普及促進 | | | | |
| | 環境報告書を取りまとめたホームページによる情報発信 | | | | |
| | 水生生物調査の普及・啓発及び調査実施に係る支援 | | | | |
| | 地域住民・NPO等の環境保全活動の推進 | | | | |
| | 公益的な機能を重視する森林整備の促進 | | | | |

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|-----------------------------------|---|------------------------------|--------|--------|------|
| | ～2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
| ⑤ 北上川清流化対策 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・新中和処理施設放流水水質基準達成率（%） | 坑廃水処理の実施 | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| 現状値は2017年の値 | 新中和処理施設の老朽化対策・耐震補強対策の実施 | | | | |
| | 北上川清流化の取組の周知 | | | | |
| ⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・環境学習交流センター利用者数（人） | 環境学習交流センターによる環境学習講座、出張環境学習会、環境アドバイザー派遣の実施 | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 43,048 | 42,000 | 42,000 | 42,000 | 42,000 | |
| 現状値は2017年の値 | 地域で活躍する環境人材の育成 | | | | |
| ・水生生物調査参加者数（人）【累計】【再掲】 | 子どもの環境学習の支援 | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 3,912 | 3,700 | 7,400 | 11,100 | 14,800 | |
| 現状値は2017年単年の実績値、目標値は2019年からの累計 | 体験活動による環境学習の普及 | | | | |
| | モデル地域での実施 | 他地域への波及 | | | |
| ⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・ジオパーク学習会等の参加者数（人）【累計】 | 再認定に向けた取組 | 再認定に向けた取組 再認定審査を見据えた情報収集等 | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 165 | 500 | 1,000 | 1,500 | 2,000 | |
| 現状値は2017年単年の実績値、目標値は2019年からの累計 | 講演会・学習会への講師派遣・運営への助言 | | | | |
| ・主要ジオサイトの観光入込客数（千人） | ジオパークの理念の普及・定着 | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
| 1,115 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | 1,115 | |
| 現状値は2017年の値 | 認定ガイド講習会・ジオパーク検定の実施等 | | | | |
| | ジオパークをテーマとしたモデル授業の実施 | ジオパーク授業方法の普及 | | | |

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・生物多様性の保全に関する活動への参加
- ・自然とのふれあい施設を利用した活動や環境保全活動への参加
- ・自然公園等利用時におけるマナー遵守
- ・事業者との環境コミュニケーションへの参画
- ・森林整備活動等への参加

(企業等)

- ・開発など企業活動における自然環境等への影響を回避、最小化

- ・生物多様性の保全に関する活動への参加・協力
- ・住民等との環境コミュニケーションの取組の実施
- ・事業活動に伴う環境負荷低減への自主的取組の実施
- ・森林整備等の実施
(N P O)
- ・水生生物調査の実施
- ・環境学習・環境保全活動の実践
(関係団体)
- ・傷病鳥獣の救護や野生復帰のリハビリテーションへの協力
(市町村)
- ・希少野生動植物の保護など地域内の生物多様性の保全に関する活動の実施や住民への普及啓発
- ・自然とのふれあい施設を利用した活動やイベントの実施
- ・清掃活動等を通じた環境保全意識の醸成
- ・地域や学校における環境学習の推進
- ・森林整備等の実施

VIII 自然環境

43 循環型地域社会の形成を進めます

(基本方向)

廃棄物を含め、有用な資源を生かした循環型地域社会の形成を更に進めるため、廃棄物の発生を可能な限り抑制するとともに、廃棄物の循環利用（再使用・再生利用）を推進します。

また、災害発生時にも循環利用を考慮した県内での適切な廃棄物処理を進めるため、処理の効率化、環境負荷の軽減などにより、持続可能な廃棄物処理体制の構築を推進します。

さらに、良好な生活環境を維持するため、廃棄物処理施設等に対する監視・指導などにより、産業廃棄物の適正処理を推進します。

現状と課題

- ・ 県民一人1日当たりの家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量は、ごみの3R¹に対する県民意識の定着が進み、徐々に減少傾向にあります。
- ・ 県内では、レジ袋などの削減に向けた取組が進められていますが、近年では、海洋に流出するプラスチックごみなどによる地球規模での環境汚染が懸念されており、使い捨てプラスチックの一層の削減等の取組が求められています。
- ・ 産業廃棄物について、各事業者の事業活動において様々な排出抑制や再生利用が進められています。
- ・ 廃棄物の循環利用を目的とした県内のセメント工場との協定に基づき、廃棄物の資源化の取組を促進するなど、廃棄物の再生利用が進められています。
- ・ 東日本大震災津波や平成28年台風第10号の経験を生かし、自然災害により大量の災害廃棄物が発生した際においても、廃棄物を迅速かつ円滑に処理する体制の構築が求められています。
- ・ 不法投棄などの不適正処理については、監視・指導の強化などにより、早期発見、早期解決が図られてきています。
- ・ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、廃棄物の全量撤去が完了しましたが、汚染土壤、汚染地下水が一部で残っており、浄化事業を継続しています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ・ 使い捨てプラスチックなどの廃棄物の3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、市町村との連携・協力を図りながら、更に県民参加型の取組を進めます。

¹ 3R : Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（=循環型社会）をつくろうとするもの。

- ・市町村によるごみ減量化の取組を促進するため、地域の実情に応じたごみ処理の有料化などのごみ減量化施策の助言・支援を行います。
- ・事業者による3Rを促進するため、発生抑制等に資する製品・技術開発を支援するとともに、廃棄物のセメント資源化など環境産業での活用を進めます。

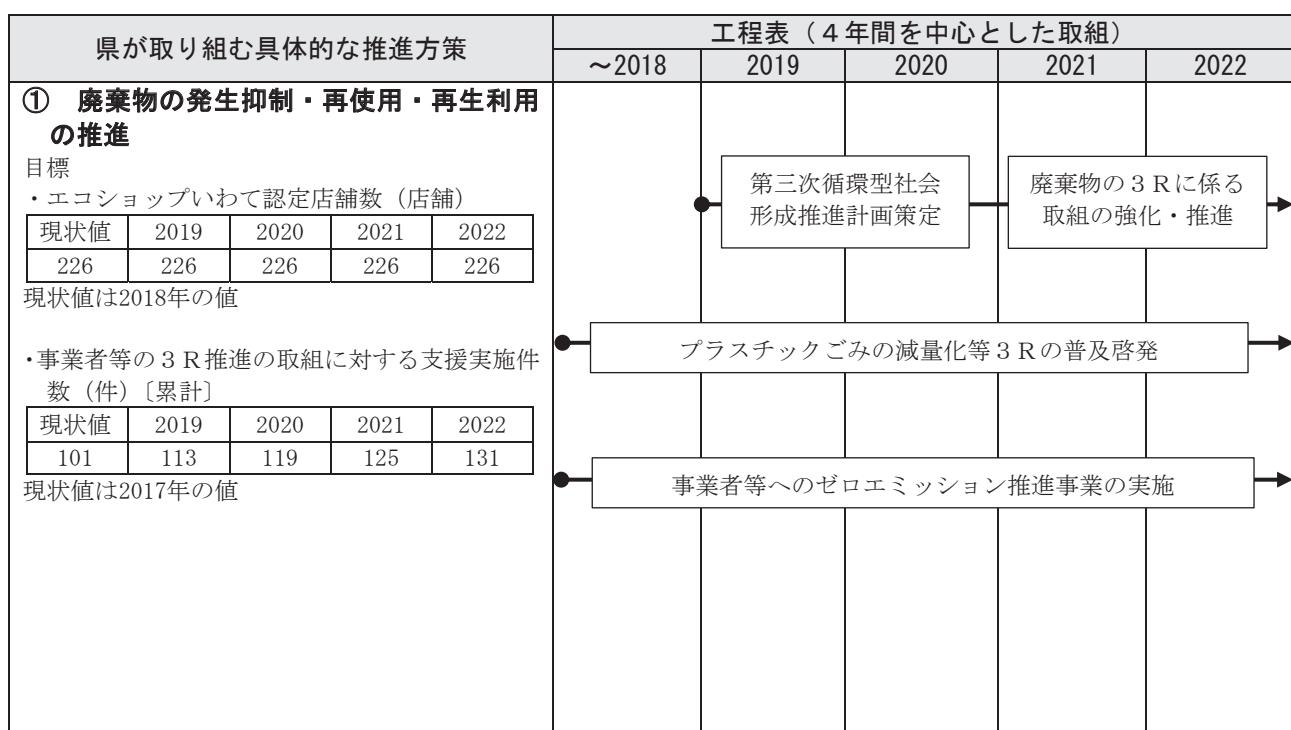
② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- ・災害時においても循環利用を考慮した県内での適切な廃棄物処理を推進するため、平時から市町村、県、地域ブロック等における連携を図るとともに、廃棄物処理センター²の安定した運営やセメント資源化など環境産業での活用を進めます。
- ・産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場の整備に取り組みます。
- ・市町村が持続可能なごみ焼却施設等を運営するため、地域の実情に応じた効率的なごみ処理体制の構築について、市町村等に対し技術的助言を行います。

③ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・各主体と連携したパトロールの実施や産廃Gメン³の配置による効率的な監視・指導により、不適正処理の早期発見、早期対応を図ります。
- ・不適正処理を防止するため、事業者の自主管理の促進や優良な処理業者の育成を図ります。
- ・青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、安全対策を講じながら、県の代執行により汚染土壤対策等を進め、2022年度までの原状回復を目指します。

また、不法投棄の原因者、排出事業者等に対する徹底した責任追及や事案の教訓を後世に伝える取組を進めます。



² 廃棄物処理センター：公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が指定するもの。

³ 産廃Gメン：正式名称は産業廃棄物適正処理指導員。広域振興局等へ11名が配置され、不法投棄など産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するためのパトロール等に当たっている。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|-----------------------------------|--------|------------------|--------|--------|------|------|
| | | ～2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
| ② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 | | | | | | |
| 目標 | | | | | | |
| ・産業廃棄物の自県内処理率（%） | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | |
| | (2018) | (2019) | (2020) | (2021) | | |
| 94.8 | 97.5 | 97.5 | 97.5 | 97.5 | | |
| 現状値は2016年の値 | | | | | | |
| ・災害廃棄物処理計画策定市町村数（市町村） | 〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | |
| 1 | 14 | 20 | 26 | 33 | | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | | |
| ③ 産業廃棄物の適正処理の推進 | | | | | | |
| 目標 | | | | | | |
| ・産業廃棄物適正処理率（%） | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | |
| 99.5 | 100 | 100 | 100 | 100 | | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | | |
| ・電子マニフェスト普及率（%） | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | |
| 49 | 55 | 60 | 65 | 70 | | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | | |
| ・青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る浄化完了済み地区の割合（%） | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | |
| 66.7 | 73.3 | 73.3 | 86.7 | 100 | | |
| 現状値は2017年の値 | | | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- #### ・日常生活における 3 R の実践

(企業等)

- ・事業活動における3Rの推進
 - ・排出事業者責任に基づく適正処理の徹底

(関係団体)

- ・適正処理、自県（圏）内処理の受け皿（廃棄物処理センター）
 - ・業界団体による適正処理のための自主的な取組の実施

(市町村)

- ・適正処理と3Rの推進
 - ・ごみ焼却施設の長期的・安定的な運営の確保
 - ・県との連携による不適正処理の監視

VII 自然環境

44 地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます

(基本方向)

地球温暖化防止に向け、県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、温室効果ガスの排出削減対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や適切な森林整備等による森林吸収源対策の促進を図ります。

また、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行うことにより、地域における気候変動適応策を推進するとともに、県民への意識啓発を進めます。

現状と課題

- 平成27年度（2015年度）における本県の温室効果ガス排出量は1,406万8千トンと、基準年（1990年）比で0.1%減にとどまっており、2020年度までの25%削減に向けて、県民や事業者、行政が一体となった更なる取組が必要です。
- 平成24年（2012年）7月から始まった固定価格買取制度を契機として、再生可能エネルギーの導入が進み、再生可能エネルギーによる電力自給率は、平成29年度（2017年度）末時点で28.0%となっており、更に自給率が向上する可能性がありますが、送配電網への接続に制約が生じている状況となっています。
- 東日本大震災津波による大規模な停電等の経験を踏まえ、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄えるよう、自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を進めていく必要があります。
- 木質バイオマスについては、公共施設や産業分野等での利用を促進するとともに、燃料となる地域の未利用間伐材等を安定的に供給できる体制を構築していく必要があります。
- 気候変動の影響は自然や社会に既に現れていることから、温室効果ガスの排出量を削減する緩和策を着実に進めるとともに、気候変動の影響に適切に対処する適応策を進めが必要となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 温室効果ガス排出削減対策の推進

- 全県的な団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な行動に取り組む県民運動を展開します。
- 地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会と連携して、日常生活における温室効果ガスの排出削減に向けた普及啓発、相談対応・助言、調査・分析に取り組みます。
- 家庭におけるエネルギー消費量の見える化の推進や、住宅の省エネルギー性能の情報提供などにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

- ・ 事業所における環境マネジメントシステムの普及を図るほか、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の支援などにより、事業活動における低炭素化を推進します。
- ・ 次世代自動車の普及や環境に配慮した自動車使用の促進、公共交通機関の利用促進を図るなど自動車交通における環境負荷の低減に取り組みます。

② 再生可能エネルギーの導入促進

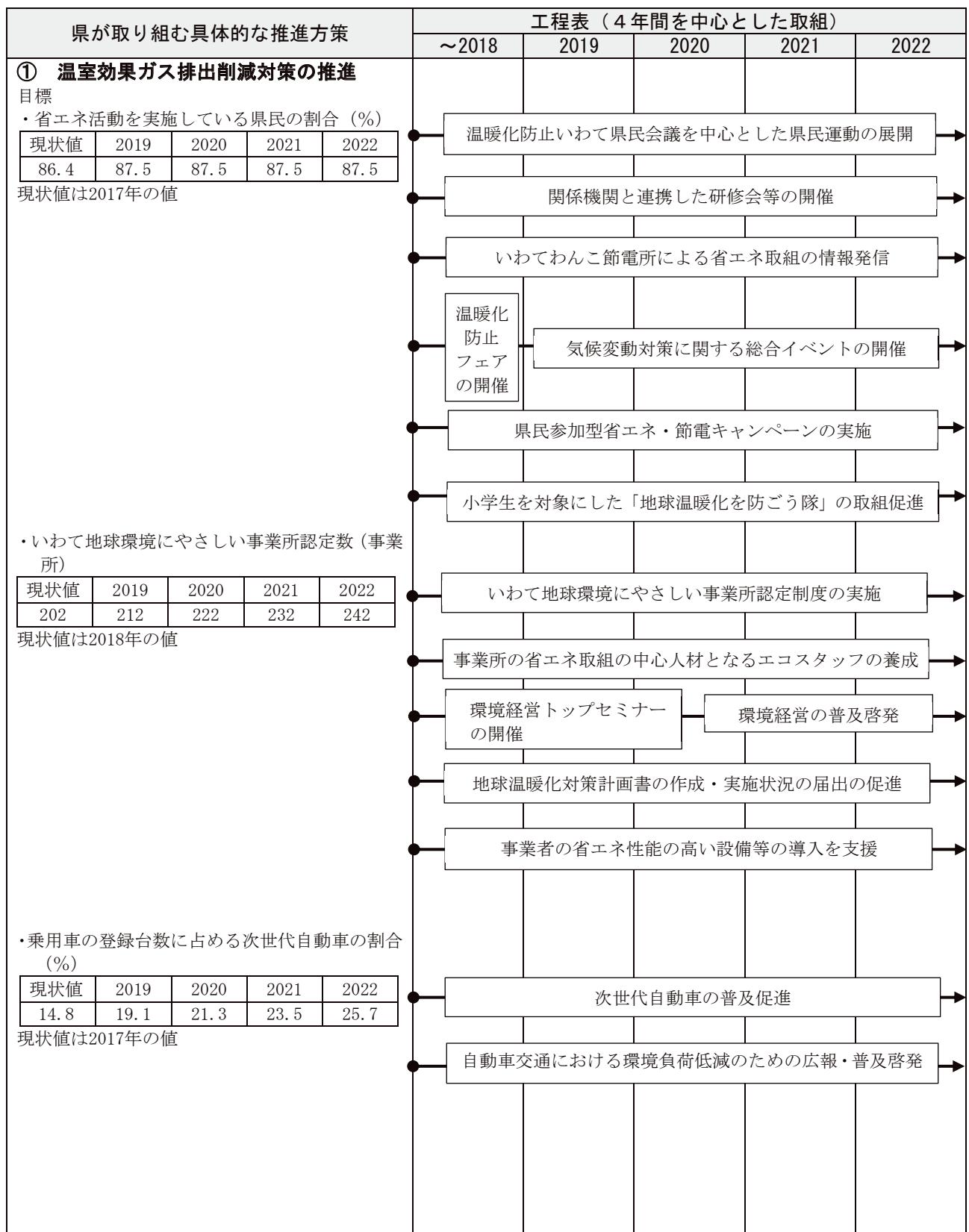
- ・ 全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、引き続き再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- ・ 国の動向や技術開発の進展等も踏まえながら、岩手県水素利活用構想に基づき、再生可能エネルギーにより生成した水素の利活用や理解促進に取り組みます。
- ・ 災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けて、防災拠点や被災家屋への太陽光発電等の導入を促進するとともに、市町村等の地域のエネルギー供給体制の構築に向けた取組を支援します。
- ・ 岩手県風力発電導入構想に基づく市町村等との連携による事業化の支援や、地熱の理解促進に向けた取組を実施します。
- ・ 県民、事業者や団体等を対象にセミナー等を開催し、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や、関連産業の創出、育成に取り組みます。
- ・ 再生可能エネルギーの適正な導入に向けて、送配電網の強化や、地域、環境に配慮した制度改善等について国に働きかけるなどの取組を推進します。
- ・ 農業水利施設を活用した小水力発電施設について、更なる導入促進に向けた普及啓発等に取り組みます。
- ・ 一般家庭に加え、公共施設や産業分野における木質バイオマスボイラー等の燃焼機器の導入を促進するとともに、木質バイオマス燃料となる地域の未利用間伐材等の安定供給体制の構築に向けた取組を促進します。
- ・ 豊富な森林資源の有効利用を進め、木質バイオマスを燃料に利用した地域熱供給の取組を促進します。
- ・ 木質バイオマス発電用燃料の安定供給を促進するため、発電事業者と原木供給者との原木等の需給情報を把握するとともに、林地残材等の森林資源が有効に活用されるよう取り組みます。

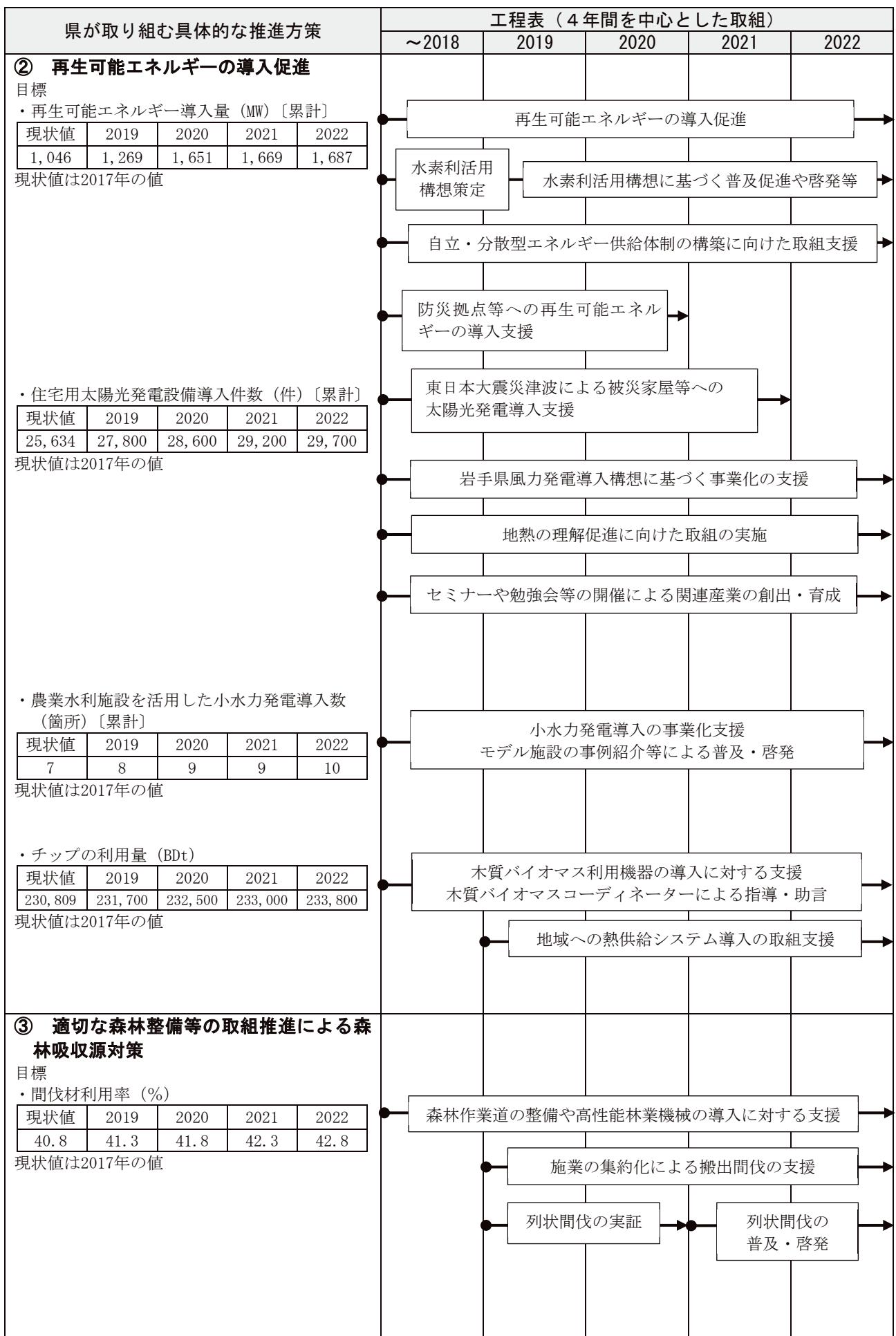
③ 適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策

二酸化炭素の吸収・固定など森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐、再造林等の森林整備を促進するとともに、公共施設等の整備における県産木材の利用拡大に向けて取り組みます。

④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

- ・ 国の専門機関や地域気候変動適応センターと連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行います。
- ・ 県の適応策の総合化・体系化による中長期的な適応計画（地域気候変動適応計画）の策定を進めます。
- ・ 県民、事業者、市町村等を対象に、気候変動適応に関するセミナー等を開催し、理解促進に取り組みます。





| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|--------|--------|--------|------|-------|-------|--------|--------|--------|--|---|--|--|--|
| | ～2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | |
| ④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応 目標 ・気候変動対策に関する総合イベント参加者数(人) [累計] <table border="1"> <tr> <th>現状値</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> <tr> <td>4,942</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> </tr> </table> <p>現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計</p> | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 4,942 | 5,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 | | <pre> graph TD A[気候変動適応広域協議会等を通じた情報の収集等の実施] --> B[地域気候変動適応センター等と連携した情報提供等の実施] B --> C[2019取組方針策定] C --> D[2020取組方針策定] D --> E[地域適応計画の策定] E --> F[気候変動適応策の推進] F --> G[気候変動適応に関するセミナーや勉強会等の開催] </pre> | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | |
| 4,942 | 5,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 | | | | | | | | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・省エネルギー活動の実践
- ・環境に配慮した自動車使用や公共交通機関の利用促進
- ・住宅用太陽光パネルの設置など再生可能エネルギーの導入

(企業等)

- ・環境経営及び環境マネジメントの導入
- ・環境負荷の低減に寄与する製品やサービスの提供
- ・再生可能エネルギーの導入
- ・省エネルギー・再生可能エネルギーの新技術開発や実用化、製品開発
- ・小水力発電の導入
- ・木質バイオマス利用機器等の導入
- ・木質燃料の安定供給体制の構築
- ・造林や間伐等の森林整備の実施

(教育機関・関係団体等)

- ・小学生を対象とした地球温暖化を防ごう隊活動の実施
- ・県内企業に対する省エネルギー対策等の支援、助言
- ・省エネルギーや再生可能エネルギー導入実践事例等の情報発信

(市町村)

- ・温暖化対策に係る計画策定
- ・省エネルギー活動の実践
- ・再生可能エネルギーの率先導入
- ・地域に根ざした再生可能エネルギーの導入支援
- ・小水力発電導入の支援
- ・地域における森林資源の循環利用の促進
- ・木質バイオマス利用機器等の導入
- ・造林や間伐等の森林整備の支援

| 項目 | 変更前 | 変更後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|--------|---------------|---------------|------|------|--------|--------|--------|---------------|---------------|---|-----|------|------|------|------|--------|--------|--------|---|---|-----|------|------|------|------|--------|---|---|---------------|---------------|
| 225 | <p>VIII 自然環境</p> <p>42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます ①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進目標</p> <p>・環境学習交流センター利用者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43,048</td><td>42,000</td><td>42,000</td><td><u>42,000</u></td><td><u>42,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2017年の値</p> | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 43,048 | 42,000 | 42,000 | <u>42,000</u> | <u>42,000</u> | <p>VIII 自然環境</p> <p>42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます ①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進目標</p> <p><u>【過年度】</u></p> <p>・環境学習交流センター利用者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43,048</td><td>42,000</td><td>42,000</td><td>二</td><td>二</td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2017年の値</p> <p><u>【後年度】</u></p> <p>・環境学習交流センター利用者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30,511</td><td>二</td><td>二</td><td><u>31,000</u></td><td><u>42,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2020年の値</p> | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 43,048 | 42,000 | 42,000 | 二 | 二 | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 30,511 | 二 | 二 | <u>31,000</u> | <u>42,000</u> |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 43,048 | 42,000 | 42,000 | <u>42,000</u> | <u>42,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 43,048 | 42,000 | 42,000 | 二 | 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30,511 | 二 | 二 | <u>31,000</u> | <u>42,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 225 | <p>⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進目標</p> <p>・ジオパーク学習会等の参加者数（人）〔累計〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>165</td><td>500</td><td>1,000</td><td><u>1,500</u></td><td>2,000</td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2017年単年の実績値、目標値は2019年からの累計</p> | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 165 | 500 | 1,000 | <u>1,500</u> | 2,000 | <p>⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進目標</p> <p><u>【過年度】</u></p> <p>・ジオパーク学習会等の参加者数（人）〔累計〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>165</td><td>500</td><td>1,000</td><td>二</td><td>二</td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2017年単年の実績値、目標値は2019年からの累計</p> <p><u>【後年度】</u></p> <p>・ジオパーク学習会等の参加者数（オンラインを含む）（人）〔累計〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,648</td><td>二</td><td>二</td><td>2,400</td><td>3,200</td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2020年までの累計、目標値は2019年からの累計</p> | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 165 | 500 | 1,000 | 二 | 二 | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 1,648 | 二 | 二 | 2,400 | 3,200 |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 165 | 500 | 1,000 | <u>1,500</u> | 2,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 165 | 500 | 1,000 | 二 | 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,648 | 二 | 二 | 2,400 | 3,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 変更前 | 変更後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--------|---------------|---------------|------|------|-------|-------|--------|---------------|---------------|---|-----|------|------|------|------|-------|-------|--------|------------|------------|-----|------|------|------|------|-------|---|---|--------|--------|
| 227 | <p>43 [略]</p> <p>44 地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます ① 温室効果ガス排出削減対策の推進 目標 ・いわて地球環境にやさしい事業所認定数（事業所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>202</td><td>212</td><td>222</td><td><u>232</u></td><td><u>242</u></td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2018年の値</p> <p>②、③ [略]</p> | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 202 | 212 | 222 | <u>232</u> | <u>242</u> | <p>43 [略]</p> <p>44 地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます ① 温室効果ガス排出削減対策の推進 目標 ・いわて地球環境にやさしい事業所認定数（事業所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>202</td><td>212</td><td>222</td><td><u>262</u></td><td><u>272</u></td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2018年の値</p> <p>②、③ [略]</p> | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 202 | 212 | 222 | <u>262</u> | <u>272</u> | | | | | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 202 | 212 | 222 | <u>232</u> | <u>242</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 202 | 212 | 222 | <u>262</u> | <u>272</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 232 | <p>④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応 目標 ・気候変動対策に関する総合イベント参加者数（人） [累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,942</td><td>5,000</td><td>10,000</td><td><u>15,000</u></td><td><u>20,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計</p> | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 4,942 | 5,000 | 10,000 | <u>15,000</u> | <u>20,000</u> | <p>④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応 目標 【過年度】 ・気候変動対策に関する総合イベント参加者数（人） [累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,942</td><td>5,000</td><td>10,000</td><td>二</td><td>二</td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計</p> <p>【後年度】 ・<u>気候変動対策に関する総合イベント参加者数（オンラインを含む）(人) [累計]</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,851</td><td>二</td><td>二</td><td>13,000</td><td>20,000</td></tr> </tbody> </table> <p>現状値は2020年までの累計、目標値は2019年からの累計</p> | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 4,942 | 5,000 | 10,000 | 二 | 二 | 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 6,851 | 二 | 二 | 13,000 | 20,000 |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4,942 | 5,000 | 10,000 | <u>15,000</u> | <u>20,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4,942 | 5,000 | 10,000 | 二 | 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現状値 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6,851 | 二 | 二 | 13,000 | 20,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 234 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

抜粋

政策評価レポート 2021

政策評価等の実施状況 報告書

令和 3 年 11 月
岩 手 県

VIII 自然環境

一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、

自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手

| この政策分野の評価結果 | 評価の説明 |
|-------------------|--|
| B | <ul style="list-style-type: none">いわて幸福関連指標 7 指標は、達成度 A、B の指標が 5 指標 (72%)、達成度 D の指標が 2 指標 (29%) でした。 |
| いわて幸福関連指標 の達成度 | <ul style="list-style-type: none">この政策分野に係る県民の実感は、「自然の豊かさ」が横ばいで、依然として高い水準にあります。この政策分野の取組状況は、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐための取組や、地球温暖化防止に向け低炭素社会の形成を進める取組が進みましたが、循環型地域社会の形成に関する取組については、遅れが見られています。この政策分野に係る他の主体の取組状況は、13 市町村が「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、再生可能エネルギーの導入促進などに積極的に取り組むなど、県以外の主体においても取組が推進されています。 <p>◎以上の結果及び取り巻く状況を踏まえ、「B」と判断しました。</p> |

【課題と今後の方向】

<課題>

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生使用（リサイクル）の 3R を基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進する必要があります。

天候や野生動物による捕食などの影響のため、イヌワシの繁殖率が低い状況にあるなど、希少野生動植物の保護への取組等が求められています。

経済活動の活性化により、温室効果ガスの排出抑制による削減については、横ばい傾向で推移していることから、排出量削減に向け、より一層取り組んでいく必要があるほか、再生可能エネルギーの導入促進に向けて、自立・分散型エネルギーシステムの構築や、県が率先して再生可能エネルギーの導入に取り組む必要があります。

二酸化炭素の吸収・固定により、地球温暖化防止に貢献している森林を整備する必要があります。

<今後の方向>

県民、事業者、行政等の各主体による 3R の取組を促進するため、ごみの分別・持ち帰り、使い捨てプラスチックの発生抑制、食品ロス削減等の「いわて三ツ星 eco マナーアクション」について普及啓発に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症によるごみ排出量の変動を注視しつつ、事業者による廃棄物発生抑制等の取組を促進します。

希少野生動植物の現状や動向の把握、イヌワシなどの保護に向けた取組等により生物多様性の保全を推進します。

「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー対策の一層の推進や、本県の高いポテンシャルを生かした再生可能エネルギーの導入促進、市町村の取組支援、公共施設への再生可能エネルギーの導入などにより、温室効果ガス排出削減対策を総合的に推進します。

森林の多面的な機能を持続的に發揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みます。

いわて幸福関連指標の状況

| 指標名 | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 | 参考)全国順位(東北順位) | | |
|---|----|--------------|---------------|---------------|---------------|-----|---------------|-------------|-------------|
| | | | | | | | H29 | R2 | 比較 |
| 65 岩手の代表的希少野生動植物の個体・つがい数(イヌワシつがい数) | ペア | 29 | 29 | 29 | 26 | B | - | - | - |
| 66 岩手の代表的希少野生動植物の個体・つがい数(ハヤチネウスユキソウ個体数) | 株 | 667 | 667 | 667 | 971 | A | - | - | - |
| 67 自然公園の利用者数※ | 千人 | 466 | 470 | 470 | 427 | B | - | - | - |
| 68 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率 | % | 99.1 | 99.1 | 99.1 | 96.5 (速報値) | B | - | - | - |
| 69 再生可能エネルギーによる電力自給率 | % | 28.0 | 37.0 | 35.0 | 41.7 | A | - | - | - |
| 70 一般廃棄物の最終処分量 | 千t | ②40.6 | ③35.8 | ①37.6 | ①41.3 | D | 16位 (2位) | 19位 (3位) | 下降 (下降) |
| 71 一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量 | g | ②501 | ③465 | ①483 | ①512 | D | 14位 (1位) | 17位 (1位) | 下降 (横ばい) |

※ 自然公園ビジターセンター等利用者数

【特記事項】

- 一般廃棄物の最終処分量は、一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量が増加したため、達成度は【D】となりました。
- 一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量は、市町村や関係団体と連携したPRの普及啓発活動等に取り組みましたが、可燃ごみ等が増加したため、達成度は【D】となりました。

【参考指標】

| 調査項目 | 単位 | 現状値 (H29) | R2 | 備考 |
|-----------|----|--------------|-------|---------|
| 29 森林面積割合 | % | ②74.9 | ①74.6 | 5年ごとの公表 |

県民意識の状況

◎ 県民意識調査の結果

| 調査項目 | 実感平均値 | | 比較 |
|-----------------|----------|---------|-----|
| | 基準年[H31] | 実績値[R3] | |
| 自然に恵まれていると感じますか | 4.21 | 4.18 | 横ばい |

政策分野を取り巻く状況

＜社会経済情勢等＞

- 一般廃棄物の最終処分量は全国で 19 番目、東北地域では 3 番目に少ない状況にありますが、焼却残渣の埋立量が増加した一方、直接埋立量等が減少したことから、前年度よりわずかに減少となりました。
- 一人 1 日当たり家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量は全国で 17 番目、東北地域では最も少ない状況にありますが、全国平均 509 g をわずかに上回っています。また、新型コロナウイルス感染症に関連したごみ排出量の変動について、継続して注視していく必要があります。
- 令和 2 年 7 月から始まったプラスチック製買物袋の有料化、令和 4 年 4 月に予定されているプラスチック資源循環促進法の施行を受け、プラスチック廃棄物の発生抑制等に取り組むことが必要となっています。
- 岩手県食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの発生抑制等に取り組むことが必要となっています。
- 市町村では、住民に対する普及啓発などによるごみの減量化・リサイクルの推進や、災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を行っています。
- N P O や市町村との協働により、エコショップいわて認定制度を運用し、店舗から発生する廃棄物の抑制に取り組んでいます。
- 身近にイヌワシやハヤチネウスニキソウといった希少野生動植物が存在する一方、シカ、イノシシ、ツキノワグマなどの野生鳥獣の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が生じています。
- 河川・湖沼・海域において概ね環境基準を達成しており、また、大気汚染物質の環境基準も達成しております、県内の水環境及び大気環境は良好な状態が保たれています。
- 平成 18 年度から、公益上重要で管理の行き届いていない森林の強度間伐に取り組んでいますが、依然として整備が必要な人工林が存在します。
- 新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大するなか、地元や近隣市町村での日帰り観光や教育旅行が注目されており、地元の魅力を体感できるジオツーリズムへの関心の高まりも期待されます。
- 自然公園等の保全を図るため、ボランティア、市町村及び関係機関において、県と連携してパトロールやキャンペーン、外来種の駆除、利用者のマナー啓発等に取り組んでいます。
- 三陸ジオパーク推進協議会では、住民等による保全活動の促進やジオパーク教育の推進などの活動に取り組んできました。令和元年 12 月の日本ジオパーク委員会からの再認定審査結果報告では、事務局体制の強化などが課題とされたことから、この指摘事項に対応したアクションプランに基づき、更なる取組を進めています。
- 平成 27 年に温室効果ガス排出抑制に向けた国際的な枠組み「パリ協定」が採択され、脱炭素社会を目指す行動が世界中の国で始められていますが、パリ協定が発効してからも地球温暖化に歯止めがかからっていない状況の中、国では令和 2 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、脱炭素へ向けた取組が加速しています。
- 地球温暖化への危機感が強まる中、県では、令和元年 11 月に次期「岩手県環境基本計画」の長期目標として「温室効果ガス排出量 2050 年実質ゼロ」を掲げることを表明しました。また、全国で表明する自治体が 444 自治体となる（令和 3 年 8 月 31 日現在）など脱炭素化に向けた動きが広がっています。
- 温室効果ガスの排出量については、基準となる平成 2 年の排出量に対し、令和 2 年度を 25% 削減することを目標としており、温室効果ガスの排出抑制による削減、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組み、最新の平成 30 年度の排出量は、基準年と比較し 11.2% の削減となっています。
- 市町村では、各家庭の省エネルギー化に向けた取組や民間事業者等と連携し、再生可能エネルギーの地産地消の取組を実施しているほか、13 市町村が「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、再生可能エネルギーの導入促進などに積極的に取り組んでいます。
特にも、北岩手 9 市町村は、再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に向け、先進的な取組を実施しており、横浜市への再生可能エネルギーの供給やブルーカーボンの活用などが進められています。
- 温暖化防止いわて県民会議では、地球温暖化防止に向け、県民、事業者、行政が一体となって県民参加型キャンペーンなどの普及啓発に取り組んでいます。
- 民間事業者等では、商業施設や園芸施設等へ温水や蒸気等を供給するなど、木質バイオマスエネルギー利用の取組が進められています。

<この政策分野を構成する政策項目の評価の状況>

| 政策項目名 | 評価結果 |
|-----------------------------|------|
| 42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます | 概ね順調 |
| 43 循環型地域社会の形成を進めます | 遅れ |
| 44 地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます | 概ね順調 |



42 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

(基本方向)

本県の森や川、海等の優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、希少野生動植物の生息・生育環境の保全などの自然保護対策や大気・水環境の常時監視結果に基づく環境保全対策を推進するとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。

【評価結果の概要】

| 政策項目が属する政策分野の評価結果 | この政策項目の評価 | |
|-------------------|-----------|--|
| | 評価結果 | 評価理由 |
| B | 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 政策項目に関連するいわて幸福関連指標4指標は、達成度A、Bの指標が4指標（100%）でした。 7つの具体的推進方策の評価結果は、順調が2つ、概ね順調が3つ、遅れが2つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 野生鳥獣による農林業被害の低減や人身被害の防止を図るため、市町村及び関係機関等において、県と連携した有害鳥獣の捕獲等の取組が推進されています。 <p>◎以上の結果から、「概ね順調」と判断しました。</p> |

【課題と今後の方向】

| 課題 | 今後の方向 |
|--|--|
| <具体的推進方策①>生物多様性の保全 | |
| 天候や野生動物による捕食などの影響のため、イヌワシの繁殖率が低い状況にあるなど、希少野生動植物の保護への取組が求められています。 野生鳥獣による農林業被害・人身被害が発生しており、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害をもたらす鳥獣の科学的・計画的な管理を図る必要があります。 | 希少野生動植物の現状や動向の把握、イヌワシなどの保護に向けた取組により生物多様性の保全を推進します。 また、自然生態系や農林業被害への影響を及ぼす野生鳥獣の捕獲の一層の促進と捕獲の担い手の確保・育成に取り組みます。 |
| <具体的推進方策②>自然とふれあいの促進 | |
| 自然公園などの美化活動等を行うグリーンボランティアの高齢化が進んでおり、新たな人材の掘り起こしに取り組む必要があります。 また、災害などにより損壊した自然公園等施設の復旧・整備について、計画的に進めていく必要があります。 | 大学生など若者に対し、グリーンボランティアへの参加を促進します。 また、自然公園等施設の整備について、施設整備計画に基づき計画的に取り組みます。 |
| <具体的推進方策③>良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進 | |
| 本県の良好な環境を保全するため、大気や水質の汚染状況を監視するとともに、工場・事業場などの発生源対策を継続していく必要があります。 | 大気・河川・海域・地下水等の汚染状況を定期的に調査するとともに、ばい煙や排水を排出する事業場等の監視・指導に引き続き取り組みます。 |

| 課題 | 今後の方向 |
|--|---|
| <具体的推進方策④>水と緑を守る取組の推進 | |
| 身近な自然環境に接することで環境に対する保全意識の高揚が図られますが、そのためには水生生物調査などの体験型学習が行われるよう支援する必要があります。 | 次世代を担う子ども等に対する水環境保全意識の涵養を図るために、水生生物調査への参加などを引き続き促進します。 |
| 公益上重要で管理の行き届いていない森林の強度間伐に取り組んでいますが、依然として整備が必要な人工林が存在することから、県民の参画等により森林の再生を進める必要があります。 | いわての森林づくり県民税を活用し、緊急に整備が必要な森林の解消に向けた取組を進めていくとともに、公益上重要でありながら、植栽が行われていない伐採跡地への植栽を進めていくなど、持続可能な森林整備等の新たな課題への対応に取り組みます。 |
| <具体的推進方策⑤>北上川清流化対策 | |
| 北上川の清流を維持するため、旧松尾鉱山の坑廃水を将来にわたり確実に中和処理する必要があります。 | 引き続き昭和57年4月から運転開始した旧松尾鉱山新中和処理施設の老朽化対策及び耐震補強対策に取り組みます。 |
| <具体的推進方策⑥>環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進 | |
| 地域住民が主体となった環境保全活動や、地域の特性を生かした環境学習などの活動が多くの地域で行われていますが、次代の取組を担う人材の確保や、体験学習を中心とした効果的な環境学習を推進する必要があります。 | 持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地域で活躍する環境人材の育成、子どもの環境学習の支援及び環境学習交流センターによる環境保全活動の支援等に継続して取り組みます。 |
| <具体的推進方策⑦>三陸ジオパークに関する取組の推進 | |
| ジオパークは「難しい・分からない」というイメージをまだ払拭できていないことから、住民の理解醸成に向けた取組を継続する必要があります。 また、多くの観光客がジオパークに来訪するよう、地域主体による誘客活動の促進や、受入態勢の強化が必要です。 | 三陸ジオパーク推進協議会等が取り組む三陸ジオパークの魅力を伝えるコンテンツづくりを推進します。 また、三陸ジオパーク推進協議会等が取り組む地域資源を活用した多様な商品作りや、認定ガイドの育成等を推進します。 |
| 総括 | |
| 以上のことから、本県の優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、自然保護対策や環境保全対策を推進するとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組の推進や、三陸ジオパークに関する取組を推進します。 | |

1 いわて幸福関連指標の状況

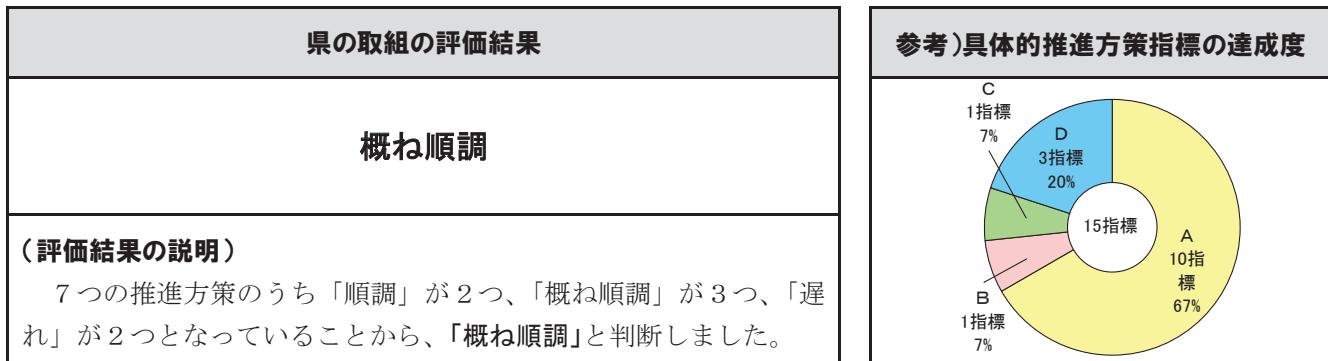
| 指標名 | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 | 参考)全国順位(東北順位) | | |
|---|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|---------------|----|----|
| | | | | | | | H29 | R2 | 比較 |
| 65 岩手の代表的希少野生動植物の個体・つがい数(イヌワシつがい数) | ペア | 29 | 29 | 29 | 26 | B | - | - | - |
| 66 岩手の代表的希少野生動植物の個体・つがい数(ハヤチネウスユキソウ個体数) | 株 | 667 | 667 | 667 | 971 | A | - | - | - |
| 67 自然公園の利用者数* | 千人 | 466 | 470 | 470 | 427 | B | - | - | - |
| 68 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率 | % | 99.1 | 99.1 | 99.1 | 96.5(速報値) | B | - | - | - |

* 自然公園ビジターセンター等利用者数

【参考指標】

| 調査項目 | 単位 | 現状値 (H29) | R2 | 備考 |
|-----------|----|--------------|-------|---------|
| 29 森林面積割合 | % | ②74.9 | ①74.6 | 5年ごとの公表 |

2 県の取組（具体的推進方策）の状況



| 具体的推進方策 | 取組状況 | 説明 |
|---------------------------------|------|--|
| ① 生物多様性の保全 | 遅れ | 推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業に遅れが見られることから、「遅れ」と判断しました。 |
| ② 自然とふれあいの促進 | 遅れ | 推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業に遅れが見られることから、「遅れ」と判断しました。 |
| ③ 良好的な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進 | 順調 | 推進方策指標3指標の達成度が、「A」が3指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。 |
| ④ 水と緑を守る取組の推進 | 概ね順調 | 推進方策指標3指標の達成度が、「A」が2指標、「D」が1指標であるものの、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。 |
| ⑤ 北上川清流化対策 | 順調 | 推進方策指標1指標の達成度が、「A」が1指標であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。 |
| ⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進 | 概ね順調 | 推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「C」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。 |
| ⑦ 三陸ジオパークに関する取組の推進 | 概ね順調 | 推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業が概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。 |

- イヌワシへの給餌等希少野生動植物の保護や、特定鳥獣管理計画に基づくシカ・イノシシ捕獲事業の実施に取り組んでいます。
- 県内の大学生や市町村等にグリーンボランティア制度の周知を図り、人材の掘り起こしに取り組んでいます。
- 三陸ジオパークの取組と連携し、北山崎、鵜の巣、浄土ヶ浜などの案内標識を多言語表記し、受入環境の整備を行っています。
- 農山漁村の活性化に向けて、農村環境を保全する地域共同活動への支援のほか、農業水利施設、農道の長寿命化などに取り組んでいます。
- 本県の良好な大気を守るために、大気汚染物質の状況を常時監視するとともに、ばい煙発生施設等発生源の監視指導を行っています。
- 本県の良好な水環境を守るために、公共用水域の水質の状況を常時監視するとともに、事業場等排水発生源の監視指導を行っています。
- 化学物質等による環境負荷の低減を図るため、排出事業者が周辺住民等に対し、環境に配慮した取組を説明し、意見交換する「環境コミュニケーション」の普及、導入支援を実施しています。
- 河川に棲む生物を観察することにより、身近な河川の水質の状況を認識するとともに、調査活動を通じて、本県の環境保全意識の涵養・育成に取り組んでいます。
- 水環境の保全・水資源の確保に関する地域の環境保全活動の表彰や情報発信等を実施するとともに、海岸漂着物対策活動の実施に関する意向調査を実施しています。

- いわての森林づくり県民税を活用し、管理の行き届いていない森林の整備や、公益上重要でありながら、植栽が行われていない伐採跡地への植栽などに取り組んでいます。
- 旧松尾鉱山から排出される坑廃水による北上川の水質汚濁を防止するため、新中和処理施設において坑廃水処理を実施するとともに、施設の耐震補強工事を実施しています。
- 環境学習の拠点施設である環境学習交流センターにより、環境学習講座等による環境学習の支援や、環境アドバイザーの派遣等による環境保全活動の支援を実施するとともに、環境をテーマとした講座である「いわて環境塾」を実施することにより、地域で活躍する環境人材の育成に取り組んでいます。
- 住民等への普及啓発を推進し、ジオパークを活用した地域振興を図るため、三陸ジオパーク推進協議会などの関係機関と連携して、ジオパーク学習会等の開催を促進しています。また、観光客の受入体制の整備を図るため、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、ジオパークをわかりやすく解説する認定ガイドの養成を促進しています。
- 国内外との交流人口の拡大に向け、来訪者を受け入れるガイドを養成するため、ガイドプログラム作成、ジオ概論及び環境関連法などの講座を開催するほか、多言語による三陸ジオパークの案内板等を設置するなど、受入態勢の整備に取り組んでいます。

(1) 生物多様性の保全

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|-------------------|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 444 | イヌワシの繁殖率 | % | ⑩ 10.7 | 14.0 | 14.0 | 7.7 | D |
| 445 | ニホンジカの捕獲数【累計】【再掲】 | 頭 | ㉙ 10,999 | 40,000 | 20,000 | 35,151 | A |

【特記事項】

- ・ イヌワシの繁殖率は、繁殖成功率の向上を図るために給餌や営巣地の改良に取り組みましたが、天候や野生動物による捕食などの影響により、達成度は【D】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|----|----|------------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|------------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | 一般 | | | | | | | | |
| 10 | 355 | 343 | 246 | 1 | 0 | 96 | 9 (64%) | 0 (0%) | 2 (14%) | 3 (22%) | 10 (77%) | 0 (0%) | 1 (8%) | 2 (15%) |

(2) 自然とふれあいの促進

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|-----------------------|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 446 | グリーンボランティア登録者数 | 人 | 222 | 230 | 230 | 230 | A |
| 447 | 農山漁村の環境保全活動への参加人数【再掲】 | 人 | 121,453 | 123,500 | 122,500 | 121,558 | D |

【特記事項】

- ・ 農山漁村の環境保全活動への参加人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「県民参加の森林づくり促進事業」の実施団体や参加者数が減少したため、達成度は【D】となりました。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底し、参加者数を絞る等、新型コロナ感染症の影響を最小限に抑えるための取組を推進しました。

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|----|----|------------|-----------|-----------|-------------|------------|-----------|-----------|------------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | 一般 | | | | | | | | |
| 1 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (100%) | 1 (50%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (50%) |

(3) 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|-----------------------|--|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 448 | 大気の二酸化窒素等環境基準達成率 | | % | 100 | 100 | 100 | 100 | A |
| 449 | 排水基準適用の事業場における排水基準適合率 | | % | 100 | 100 | 100 | 100 | A |
| 450 | 環境報告書の県ホームページ掲載件数〔累計〕 | | 件 | 228 | 410 | 340 | 376 | A |

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|------------|----|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | 一般 | | | | | | | | |
| 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 (67%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (33%) | 1 (50%) | 1 (50%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

(4) 水と緑を守る取組の推進

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|------------------------------|--|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 451 | 水生生物調査参加者数〔累計〕 | | 人 | 3,912 | 14,800 | 7,400 | 7,951 | A |
| 452 | 水と緑を守り育てる環境保全活動数〔累計〕 | | 件 | 839 | 3,360 | 1,680 | 1,871 | A |
| 453 | 県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積〔累計〕 | | ha | 15,507 | 20,780 | 19,300 | 17,208 | D |

【特記事項】

- 県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積（累計）は、いわて林業アカデミーや緑の雇用等により林業従事者の育成に取り組んでいるものの、近年の国産材の需要拡大に伴う主伐の増加により、森林組合等において間伐を担う作業員を確保することが難しくなってきてることに加え、事業対象森林の奥地化等により、施工可能な森林の確保が進まなかったことから、達成度は【D】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|------------|----|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|------------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | 一般 | | | | | | | | |
| 7 | 910 | 542 | 13 | 526 | 0 | 3 | 8 (89%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (11%) | 5 (63%) | 1 (13%) | 0 (0%) | 2 (24%) |

(5) 北上川清流化対策

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|-------------------|--|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 454 | 新中和処理施設放流水水質基準達成率 | | % | 100 | 100 | 100 | 100 | A |

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | | | |
|-----|------------|-------|----------|-----|------------|-----|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | 一般 | | | | | | | | |
| 1 | 1,270 | 1,096 | 811 | 1 | 0 | 284 | 1 (100%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (100%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

(6) 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|--------------------|--|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 455 | 環境学習交流センター利用者数 | | 人 | 43,048 | 42,000 | 42,000 | 30,511 | C |
| 456 | 水生生物調査参加者数〔累計〕【再掲】 | | 人 | 3,912 | 14,800 | 7,400 | 7,951 | A |

【特記事項】

- 環境学習交流センター利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、来所による利用を一時休止（緊急事態宣言中）したほか、センターが主催する研修会等の参加者数を制限して開催したため、達成度は【C】となりました。なお、令和2年度においては、感染防止の観点から、参加者の間隔を十分確保するなどの方法により、研修会等を開催しました。

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|----|----|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | 一般 | | | | | | | | |
| 4 | 39 | 38 | 0 | 17 | 0 | 21 | 7 (100%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 2 (50%) | 1 (25%) | 1 (25%) | 0 (0%) |

(7) 三陸ジオパークに関する取組の推進

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|--------------------|----|--|-------|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 457 | ジオパーク学習会等の参加者数[累計] | 人 | | 165 | | 2,000 | 1,000 | 1,648 | A |
| 458 | 主要ジオサイトの観光入込客数 | 千人 | | 1,115 | | 1,115 | 1,115 | 1,011 | B |

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|----|----|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | 一般 | | | | | | | | |
| 2 | 39 | 34 | 22 | 0 | 0 | 12 | 1 (25%) | 0 (0%) | 1 (25%) | 2 (50%) | 1 (25%) | 1 (25%) | 0 (0%) | 2 (50%) |

3 政策項目を取り巻く状況

- 身近にイヌワシやハヤチネウスユキソウといった希少野生動植物が存在する一方、シカ、イノシシ、ツキノワグマなどの野生鳥獣の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が生じています。
- グリーンボランティアの高齢化が進んでいます。
また、自然公園内において、自然災害により被災した落石防止網や歩道橋などが存在します。
- 河川・湖沼・海域において概ね環境基準を達成しており、また、大気汚染物質の環境基準も達成しており、県内の水環境及び大気環境は良好な状態が保たれています。
- 平成18年度から、公益上重要で管理の行き届いていない森林の強度間伐に取り組んでいますが、依然として整備が必要な人工林が存在します。
- 北上川は、昭和57年から稼働している旧松尾鉱山新中和処理施設により清らかな流れが保たれています。
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、WEBを活用した研修会等、新しい生活様式に対応した環境学習や環境保全活動の支援が求められています。また、環境学習や環境保全活動の支援を行っている、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の高齢化が進んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大するなか、地元や近隣市町村での日帰り観光や教育旅行が注目されており、地元の魅力を体感できるジオツーリズムへの関心の高まりも期待されます。
- 令和3年県民意識調査によると「自然環境を大切にした生活」の重要度は8位、満足度は9位で、ニーズ度は25位となっています。

4 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 野生鳥獣による農林業被害の低減や人身被害の防止を図るため、市町村及び関係機関等において、県と連携して有害鳥獣の捕獲等に取り組んでいます。
- 自然公園等の保全を図るため、ボランティア、市町村及び関係機関において、県と連携してパトロールやキャンペーン、外来種の駆除、利用者のマナー啓発等に取り組んでいます。
- 企業等による環境に配慮した取組が進められ、取組状況を記載した環境報告書が作成されています。
- 地域住民が主体となり、河川や海岸等の清掃、植栽や間伐等の森林整備など、ボランティアによる地域課題に応じた活動が行われています。

- 児童・生徒を対象とした森林体験学習や木育、水生生物調査等の自然環境を生かした学習活動が多くの地域で行われています。
- 三陸ジオパーク推進協議会では、住民等による保全活動の促進やジオパーク教育の推進などの活動に取り組んできました。令和元年 12 月の日本ジオパーク委員会からの再認定審査結果報告では、事務局体制の強化などが課題とされたことから、この指摘事項に対応したアクションプランに基づき、更なる取組を進めています。



43 循環型地域社会の形成を進めます

(基本方向)

廃棄物を含め、有用な資源を生かした循環型地域社会の形成を更に進めるため、廃棄物の発生を可能な限り抑制するとともに、廃棄物の循環利用（再使用・再生利用）を推進します。

また、災害発生時にも循環利用を考慮した県内での適切な廃棄物処理を進めるため、処理の効率化、環境負荷の軽減などにより、持続可能な廃棄物処理体制の構築を推進します。

さらに、良好な生活環境を維持するため、廃棄物処理施設等に対する監視・指導などにより、産業廃棄物の適正処理を推進します。

【評価結果の概要】

| 政策項目が属する政策分野の評価結果 | この政策項目の評価 | |
|-------------------|-----------|--|
| | 評価結果 | 評価理由 |
| B | 遅れ | <ul style="list-style-type: none"> 政策項目に関連するいわて幸福関連指標 2 指標は、達成度 D の指標が 2 指標 (100%) でした。 3つの具体的推進方策の評価結果は、概ね順調が 2 つ、遅れが 1 つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 市町村では、住民に対する普及啓発などによるごみの減量化・リサイクルの推進や、災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討の取組が促進されています。 <p>◎以上の結果から、「遅れ」と判断しました。</p> |

【課題と今後の方向】

| 課題 | 今後の方向 |
|--|--|
| <具体的推進方策①>廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進 | |
| 持続可能な地域社会の形成に向け、環境中に排出されること等により海洋生態系に影響を与えることが懸念されている廃プラスチック類や、生活や事業活動により発生する食品ロス（本来食べられるにもかかわらず、捨てられている食品）の発生抑制など、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生使用（リサイクル）の 3R を基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進する必要があります。 | <p>県民、事業者、行政等の各主体による 3R の取組を促進するため、ごみの分別・持ち帰り、使い捨てプラスチックの発生抑制、食品ロスの削減等の「いわて三ツ星 eco マナーアクション」について、市町村等と一緒にって普及啓発に取り組みます。</p> <p>併せて、新型コロナウイルス感染症によるごみ排出量の変動を注視しつつ、3Rに基づいたライフスタイルの実践を呼びかけるとともに、事業者による廃棄物の発生抑制等の取組を促進します。</p> |
| <具体的推進方策②>災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 | |
| 近年全国で発生している大規模災害による災害廃棄物の発生に備え、平時から市町村において災害廃棄物処理計画を策定しておく必要があります。 | <p>近年の災害発生時の経験を踏まえ、災害廃棄物処理計画策定の必要性や策定手法等について、市町村向け研修会を開催し理解を深めるとともに、全国の災害廃棄物処理事例の情報提供等を行い、計画の策定を促進します。</p> <p>また、いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場について、令和 6 年度の供用開始に向け、事業主体である（一財）クリーンいわて事業団への支援に取り組みます。</p> |

| 課題 | 今後の方向 |
|--|---|
| <具体的推進方策③>産業廃棄物の適正処理の推進 | |
| 産業廃棄物の適正処理推進のため、産廃Gメンなどによる監視・指導を継続する必要があります。 また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、地域住民の安心・安全に配慮する必要があり、浄化対策を切れ目なく講じて事業を完了する必要があります。 | 産業廃棄物の適正処理推進のため、監視・指導による不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、産業廃棄物処理業者の格付け・保証金制度を通じて、引き続き、優良事業者の育成と排出事業者の理解促進に取り組みます。 また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、令和4年度の事業完了を目指し、引き続き汚染土壌及び地下水の浄化対策に取り組みます。 |
| 総括 | |

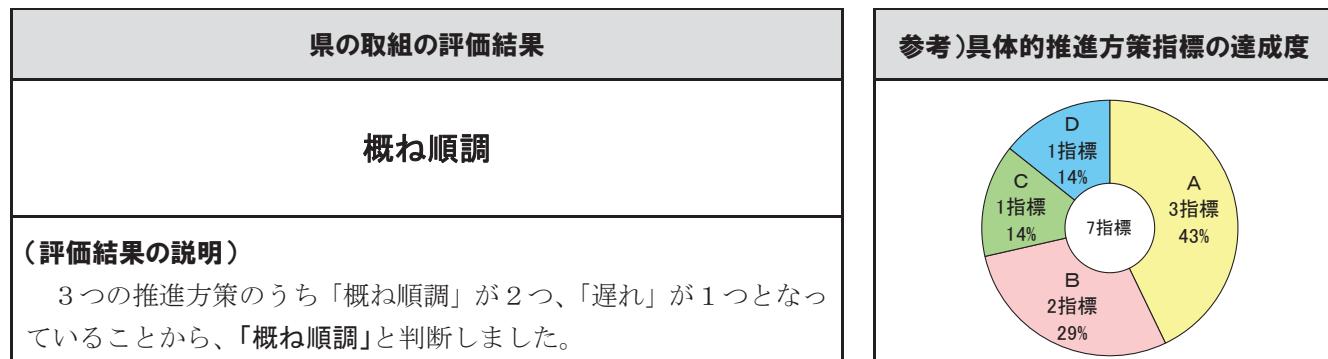
1 いわて幸福関連指標の状況

| 指標名 | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 | 参考)全国順位(東北順位) | | |
|--------------------------------|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|---------------|-------------|-------------|
| | | | | | | | H29 | R2 | 比較 |
| 70 一般廃棄物の最終処分量 | 千t | ②40.6 | ③35.8 | ①37.6 | ①41.3 | D | 16位 (2位) | 19位 (3位) | 下降 (下降) |
| 71 一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量 | g | ②501 | ③465 | ①483 | ①512 | D | 14位 (1位) | 17位 (1位) | 下降 (横ばい) |

【特記事項】

- 一般廃棄物の最終処分量は、一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量が増加したため、達成度は【D】となりました。
- 一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量は、市町村や関係団体と連携した3Rの普及啓発活動等に取り組みましたが、可燃ごみ等が増加したため、達成度は【D】となりました。

2 県の取組(具体的推進方策)の状況



| 具体的推進方策 | 取組状況 | 説明 |
|------------------------|------|---|
| ① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進 | 概ね順調 | 推進方策指標2指標の達成度が、「A」が1指標、「C」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。 |
| ② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 | 遅れ | 推進方策指標2指標の達成度が、「B」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業に遅れが見られることから、「遅れ」と判断しました。 |
| ③ 産業廃棄物の適正処理の推進 | 概ね順調 | 推進方策指標3指標の達成度が、「A」が2指標、「B」が1指標であり、構成する事務事業も概ね順調に取り組まれていることから、「概ね順調」と判断しました。 |

- 3Rを基調としたライフスタイルの定着に向けて、使い捨てプラスチックの削減等いわて三ツ星 eco マナーアクションの普及啓発に取り組んでいます。
- 再生資源利用認定製品認定制度や岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業制度の実施、食品ロスの削減を図るキャンペーンの実施などを通じて、ごみの減量やリサイクル等を促進しています。
- 全国各地で発生している大規模災害に備え、市町村の災害廃棄物処理計画策定に係る研修会を開催しています。
- 産業廃棄物の不適正処理を防止するため、産廃Gメンによる監視指導を継続的に実施するとともに、電子マニフェスト制度の周知など産業廃棄物の適正処理に係る研修会の開催等に取り組んでいます。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、浄化完了を目指し、汚染個所の追加対策を実施しています。

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|----------------------------|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 459 | エコショップいわて認定店舗数 | 店舗 | 30226 | 226 | 226 | 173 | C |
| 460 | 事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数〔累計〕 | 件 | 101 | 131 | 119 | 125 | A |

【特記事項】

- ・ エコショップいわて認定店舗数は、認定店舗拡大に向けた制度の周知や、事業者に対する新規認定・更新等手続の支援などに取り組みましたが、認定事業者の経営方針の変更などにより、事業者からの認定更新手続が行われず、認定店舗数が減少したため、達成度は【C】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|------------|----|------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | | | | | | | | |
| 2 | 174 | 128 | 13 | 27 | 0 | 88 | 4 (80%) | 1 (20%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (33%) | 1 (33%) | 0 (0%) |

(2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-------------------------|--|-----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 461 産業廃棄物の自県内処理率 | | % | ⑧94.8 | ③97.5 | ①97.5 | ①95.8 | B |
| 462 災害廃棄物処理計画策定市町村数〔累計〕 | | 市町村 | 1 | 33 | 20 | 11 | D |

【特記事項】

- ・ 災害廃棄物処理計画策定市町村数〔累計〕は、集合型研修に代え、動画・資料配信やリモート研修を行い、市町村計画策定の支援を行いましたが、令和元年台風第19号の被災市町村において、災害廃棄物の処理を優先せざるを得なかつたため、達成度は【D】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | | | |
|-----|------------|-------|----------|-----|------------|-----|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|------------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | A | B | C | D | A | B | C | D | |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | | | | | | | | | |
| 4 | 1,304 | 1,065 | 0 | 27 | 669 | 369 | 4 (100%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 2 (50%) | 1 (25%) | 0 (0%) | 1 (25%) |

(3) 産業廃棄物の適正処理の推進

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----------------|---|------|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 463 産業廃棄物適正処理率 | % | 99.5 | 100 | 100 | 99.7 | B | |
| 464 電子マニフェスト普及率 | % | 49 | 70 | 60 | 61 | A | |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------------------------|---|------|-----|------|------|---|
| 465 | 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る 浄化完了済み地区の割合 | % | 66.7 | 100 | 73.3 | 86.7 | A |
|-----|-----------------------------------|---|------|-----|------|------|---|

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|-----|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | | | | | | | | |
| 3 | 541 | 499 | 127 | 58 | 191 | 123 | 3 (60%) | 1 (20%) | 0 (0%) | 1 (20%) | 1 (33%) | 2 (67%) | 0 (0%) |

3 政策項目を取り巻く状況

- 一般廃棄物の最終処分量は全国で 19 番目、東北地域では 3 番目に少ない状況にありますが、焼却残渣の埋立量が増加した一方、直接埋立量等が減少したことから、前年度よりわずかに減少となりました。
- 一人 1 日当たり家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量は全国で 17 番目、東北地域では最も少ない状況にありますが、全国平均 509 g をわずかに上回っています。また、新型コロナウイルス感染症に関連したごみ排出量の変動について、継続して注視していく必要があります。
- 令和 2 年 7 月から始まったプラスチック製買物袋の有料化、令和 4 年 4 月に予定されているプラスチック資源循環促進法の施行を受け、プラスチック廃棄物の発生抑制等に取り組むことが必要となっています。
- 岩手県食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの発生抑制等に取り組むことが必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理に関し、感染性廃棄物等の適正な処理の確保及び廃棄物処理体制の維持が求められています。
- 令和 3 年県民意識調査によると「ごみ減量やリサイクルの定着」の重要度は 13 位、満足度は 2 位で、ニーズ度は 34 位となっており、特に 18~19 歳のニーズ度が高くなっています。

4 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 市町村では、住民に対する普及啓発などによるごみの減量化・リサイクルの推進や、災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を行っています。
- NPO や市町村との協働により、エコショップいわて認定制度を運用し、店舗から発生する廃棄物の抑制に取り組んでいます。
- 廃棄物関係団体では、県と連携し、排出事業者や処理業者に対する研修会を開催するなど、産業廃棄物適正処理の普及啓発に取り組んでいます。
- 警察、市町村、海上保安署及び民間団体等では、県と連携し、不適正処理を監視、情報共有する体制を構築しています。



44 地球温暖化防止に向け、低炭素社会の形成を進めます

(基本方向)

地球温暖化防止に向け、県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、温室効果ガスの排出削減対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や適切な森林整備等による森林吸収源対策の促進を図ります。

また、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行うことにより、地域における気候変動適応策を推進するとともに、県民への意識啓発を進めます。

【評価結果の概要】

| 政策項目が属する政策分野の評価結果 | この政策項目の評価 | |
|-------------------|-----------|--|
| | 評価結果 | 評価理由 |
| B | 概ね順調 | <ul style="list-style-type: none"> 政策項目に関連するいわて幸福関連指標 1 指標は、達成度が A (100%) でした。 4つの具体的推進方策の評価結果は、順調が 2つ、概ね順調が 1つ、やや遅れが 1つとなっており、全体として「概ね順調」との評価結果でした。 市町村では、各家庭の省エネルギー化に向けた取組や民間事業者等と連携した再生可能エネルギーの地産地消の取組を実施しているほか、13 市町村が「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、再生可能エネルギーの導入促進などの積極的な取組が促進されています。 <p>◎以上の結果から、「概ね順調」と判断しました。</p> |

【課題と今後の方向】

| 課題 | 今後の方向 |
|---|--|
| <具体的推進方策①> 温室効果ガス排出削減対策の推進 | |
| 製造業のエネルギー効率が年々改善するなど、事業者の排出量削減の取組は進んできているものの、経済活動の活発化により、温室効果ガスの排出抑制による削減については、横ばい傾向で推移していることから、排出量削減に向け、より一層取り組んでいく必要があります。 | 引き続き、温暖化防止いわて県民会議を中心とした県民運動を推進するとともに、事業活動の省エネルギー化を図るため、事業者への省エネルギー効率の高い設備導入に向けた支援や家庭の省エネ対策の推進など、県民、事業者総参加による地球温暖化対策を推進します。 |
| <具体的推進方策②> 再生可能エネルギーの導入促進 | |
| 再生可能エネルギーの導入量は、太陽光発電を中心に増加していますが、令和 4 年やそれ以降の目標達成のため、さらなる連系可能量拡大に向けた取組を実施するほか、エネルギーの地産地消や災害時でも地域が一定のエネルギーが貯える自立・分散型エネルギーシステムの構築を進める必要があります。 | 電力系統への連系可能量の拡大に向けた送配電網の増強施策について、国への働きかけを行うほか、地域の脱炭素化に向け、再生可能エネルギー導入に取り組む市町村への支援を行います。 また、公共施設への再生可能エネルギーの導入に取り組みます。 |
| 木質バイオマスについて、公共施設や産業分野での | 木質バイオマス利用に係る民間事業者への技術指 |

| 課題 | 今後の方向 |
|--|---|
| 利用を促進するとともに、燃料用の未利用間伐材等を安定的に供給できる体制を構築する必要があります。 | 導や人材の育成、フォーラム開催による普及啓発等を通じた木質バイオマスボイラーの導入促進を図るとともに、引き続き、林業関係団体と連携した木質燃料の安定供給体制の構築に取り組みます。 |
| <具体的推進方策③>適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策 | |
| 二酸化炭素の吸收・固定により、地球温暖化防止に貢献している森林を整備する必要があります。 | 森林の多面的な機能を持続的に發揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みます。 |
| <具体的推進方策④>地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応 | |
| 気候変動による影響とその対策については、中長期的な地域気候変動適応計画の策定や「いわて気候非常事態宣言」発出により、県民理解の醸成に努めていますが、県民への理解促進に一層取り組む必要があります。 | 関係機関等と連携し、適応に関する情報収集・共有に取り組むとともに、シンポジウムの開催や各種広報などを通じて、気候変動適応に対する県民への理解促進に取り組みます。 |
| 総括 | |
| 以上のことから、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策の推進のため、温暖化防止いわて県民会議を中心とした省エネの取組促進や、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進に向か、情報発信や機運醸成に取り組むとともに、省エネルギー対策の一層の推進や、本県の高いポテンシャルを生かした再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策など、国や市町村と連携し、温室効果ガス排出削減対策を総合的に推進します。 | |

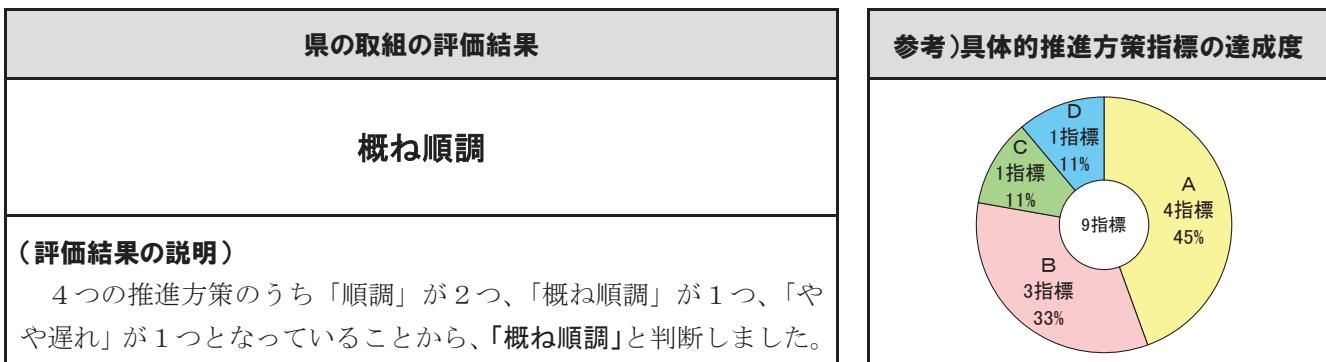
1 いわて幸福関連指標の状況

| 指標名 | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 | 参考)全国順位(東北順位) | | |
|----------------------|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|---------------|----|----|
| | | | | | | | H29 | R2 | 比較 |
| 69 再生可能エネルギーによる電力自給率 | % | 28.0 | 37.0 | 35.0 | 41.7 | A | - | - | - |

【参考指標】

| 調査項目 | 単位 | 現状値 (H29) | R2 | 備考 |
|-----------|----|--------------|-------|---------|
| 29 森林面積割合 | % | ⑥74.9 | ①74.6 | 5年ごとの公表 |

2 県の取組（具体的推進方策）の状況



| 具体的推進方策 | 取組状況 | 説明 |
|-------------------|------|--|
| ① 温室効果ガス排出削減対策の推進 | 順調 | 推進方策指標3指標の達成度が、「A」が1指標、「B」が2指標であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。 |
| ② 再生可能エネルギーの導入促進 | 概ね順調 | 推進方策指標4指標の達成度が、「A」が2指標、「B」が1指標、「D」が1指標であり、構成する事務事業にやや遅れが見られるものの、「概ね順調」と判断しました。 |

| | | |
|---------------------------|------|--|
| ③ 適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策 | 順調 | 推進方策指標1指標の達成度は「A」であり、構成する事務事業も順調に取り組まれていることから、「順調」と判断しました。 |
| ④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応 | やや遅れ | 推進方策指標1指標の達成度は「C」であり、構成する事務事業は順調に取り組まれていることから、「やや遅れ」と判断しました。 |

- 地球温暖化防止活動推進センターにおいて、温暖化防止いわて県民会議と連携し、県民参加型キャンペーングの展開、地球温暖化防止活動推進員の派遣や各種広報媒体を活用した夏季・冬季の省エネ節電対策を中心とした普及啓発等に取り組んでいます。
- 「いわて地球環境にやさしい事業所認定制度」により、温暖化対策に自主的に取り組む事業者の増加を図ったほか、企業の中で環境取組を推進する担当者を養成すべく、「エコスタッフ養成セミナー」を県内4か所で開催するなど、人材の育成を行っています。
- 自立分散型エネルギー供給体制の構築に向けた市町村等の計画策定を支援しています。
- 県内中小企業者の再生可能エネルギーの導入と省エネ設備の導入の促進を図るため、金融機関が実施する設備導入に係る低利融資制度の支援を行っています。
- 農業水利施設を活用した小水力発電の導入促進に向けて、「岩手県農業水利施設小水力等発電推進協議会」を通じた普及啓発等を行うとともに、モデル的な施設の設置等に取り組んでいます。
- 木質バイオマス燃焼機器の導入促進に向けて、木質バイオマスコーディネーターの派遣による市町村や民間事業者等への技術指導に取り組んでいます。
- 二酸化炭素の吸收・固定など森林の多面的機能を持続的に發揮させるため、搬出間伐等の森林整備への支援に積極的に取り組むとともに、県内の合板工場や集成材工場への間伐材の供給に対する支援に取り組んでいます。
- 気候変動の影響とその対策について、県民理解の増進を図るため、「いわて気候変動チャレンジフェスタ」及び気候変動適応シンポジウムの開催のほか、ミニ番組やCM等を制作し広く県民に普及啓発を行っています。
- 令和3年2月には、気候変動への危機感を共有し共に行動していくため、「いわて気候非常事態宣言」を発出し、気候変動に伴う影響と対策について県民理解の醸成に取り組んでいます。

(1) 温室効果ガス排出削減対策の推進

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|-----------------------|-----|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 466 | 省エネ活動を実施している県民の割合 | % | | 86.4 | 87.5 | 87.5 | 86.4 | B |
| 467 | いわて地球環境にやさしい事業所認定数 | 事業所 | | 302 | 242 | 222 | 252 | A |
| 468 | 乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合 | % | | 14.8 | 25.7 | 21.3 | 20.8 | B |

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|------------|---|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | | | | | | | | |
| 3 | 22 | 22 | 0 | 19 | 0 | 3 | 4 (100%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 2 (67%) | 1 (33%) | 0 (0%) |

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|-------------------------|-----|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 469 | 再生可能エネルギー導入量[累計] | MW | | 1,046 | 1,687 | 1,651 | 1,595 | B |
| 470 | 住宅用太陽光発電設備導入件数[累計] | 件 | | 25,634 | 29,700 | 28,600 | 30,529 | A |
| 471 | 農業水利施設を活用した小水力発電導入数[累計] | 箇所 | | 7 | 10 | 9 | 9 | A |
| 472 | チップの利用量 | BDt | | 230,809 | 233,800 | 232,500 | 230,421 | D |

【特記事項】

- チップの利用量は、熱利用や発電利用での活用に向け、木質バイオマスフォーラムの開催による普及啓発や木質バイオマスコーディネーターによる市町村等への技術指導などに取り組みましたが、発電施設における燃焼効率向上への取組によりチップ利用の効率化が進んだことなどからチップ利用量が減少したため、達成度は【D】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | | |
|-----|------------|-------|----------|-------|----|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | A | B | C | D | A | B | C | D | |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | | | | | | | | | |
| 6 | 1,912 | 1,754 | 549 | 1,164 | 27 | 14 | 3 (50%) | 0 (0%) | 1 (17%) | 2 (33%) | 2 (40%) | 0 (0%) | 1 (20%) | 2 (40%) |

(3) 適切な森林整備等の取組推進による森林吸収源対策

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|--------|--|--|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 473 | 間伐材利用率 | | | % | 40.8 | 42.8 | 41.8 | 42.0 | A |

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | |
|-----|------------|-----|----------|-----|----|------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | | | | | | | | |
| 2 | 769 | 341 | 341 | 0 | 0 | 0 | 0 (0%) | 2 (100%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 2 (100%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

(4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

◆具体的推進方策指標の状況

| 指標名 | | | | 単位 | 現状値 (H29) | 計画目標値 (R4) | 年度目標値 (R2) | 実績値 (R2) | 達成度 |
|-----|------------------------------|--|--|----|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|
| 474 | 気候変動対策に関する総合イベント参加者数 〔累計〕 | | | 人 | 30,4,942 | 20,000 | 10,000 | 6,199 | C |

【特記事項】

- 気候変動対策に関する総合イベント参加者数〔累計〕は、気候変動対策の総合イベントとして、「いわて気候変動チャレンジフェスタ」を開催し、広く県民に普及啓発を行いましたが、令和元年度の台風19号に伴うイベント開催中止による遅れを解消するまでには至らなかったため、達成度は【C】となりました。

◆推進方策を構成する事業の状況

| 事業数 | 投入コスト(百万円) | | | | | 活動内容指標の達成度 | | | | 成果指標の達成度 | | | | |
|-----|------------|-------|----------|-----|----|------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|
| | 予算額 | 決算額 | 決算額の財源内訳 | | | A | B | C | D | A | B | C | D | |
| | | | 国庫 | その他 | 県債 | | | | | | | | | |
| 2 | 2,132 | 1,375 | 1,019 | 207 | 0 | 149 | 1 (50%) | 1 (50%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (50%) | 1 (50%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

3 政策項目を取り巻く状況

- 平成27年に温室効果ガス排出抑制に向けた国際的な枠組み「パリ協定」が採択され、脱炭素社会を目指す行動が世界中の国で始められていますが、パリ協定が発効してからも地球温暖化に歯止めがかかっていない状況の中、国では令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、脱炭素へ向けた取組が加速しています。
- 地球温暖化への危機感が強まる中、県では、令和元年11月に次期「岩手県環境基本計画」の長期目標として「温室効果ガス排出量2050年実質ゼロ」を掲げることを表明しました。また、全国で表明する自治体が444自治体となる(令和3年8月31日現在)など脱炭素化に向けた動きが広がっています。
- 温室効果ガスの排出量については、基準となる平成2年の排出量に対し、令和2年度を25%削減することを目標としており、温室効果ガスの排出抑制による削減、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組み、最新の平成30年度の排出量は、基準年と比較し11.2%の削減となっています。
- 再生可能エネルギーについては、太陽光だけでなく、風力についても運転を開始した発電所があり、

全体として導入が進んでいますが、送配電網への接続制約や開発における地域理解が課題となっています。また、エネルギーの地産地消のほか、災害時においても地域が一定のエネルギーが賄なうことができる、自立・分散型エネルギーの構築が進められています。

- 令和3年県民意識調査によると「温暖化防止の取組」の重要度は17位、満足度は37位で、ニーズ度は14位となっています。

4 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 市町村では、各家庭の省エネルギー化に向けた取組や民間事業者等と連携した再生可能エネルギーの地産地消の取組を実施しているほか、13市町村が「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、再生可能エネルギーの導入促進などに積極的に取り組んでいます。
特に、北岩手9市町村は、再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に向け、先進的な取組を実施しており、横浜市への再生可能エネルギーの供給やブルーカーボンの活用などが進められています。
- 温暖化防止いわて県民会議では、地球温暖化防止に向け、県民、事業者、行政が一体となって県民参加型キャンペーンなどの普及啓発に取り組んでいます。
- 地球温暖化対策地域協議会では、各地域の実情に応じて、住民向け講演会や施設等見学会の開催、省エネ住宅の普及促進など、地球温暖化防止活動に取り組んでいます。
- 県及び県内32市町村、32土地改良区等で構成する「岩手県農業水利施設小水力等発電推進協議会」において、農業水利施設への小水力発電導入に向けた取組が進められています。
- 民間事業者等では、商業施設や園芸施設等へ温水や蒸気等を供給するなど、木質バイオマスエネルギー利用の取組が進められています。